

度量衡法令集

特 207

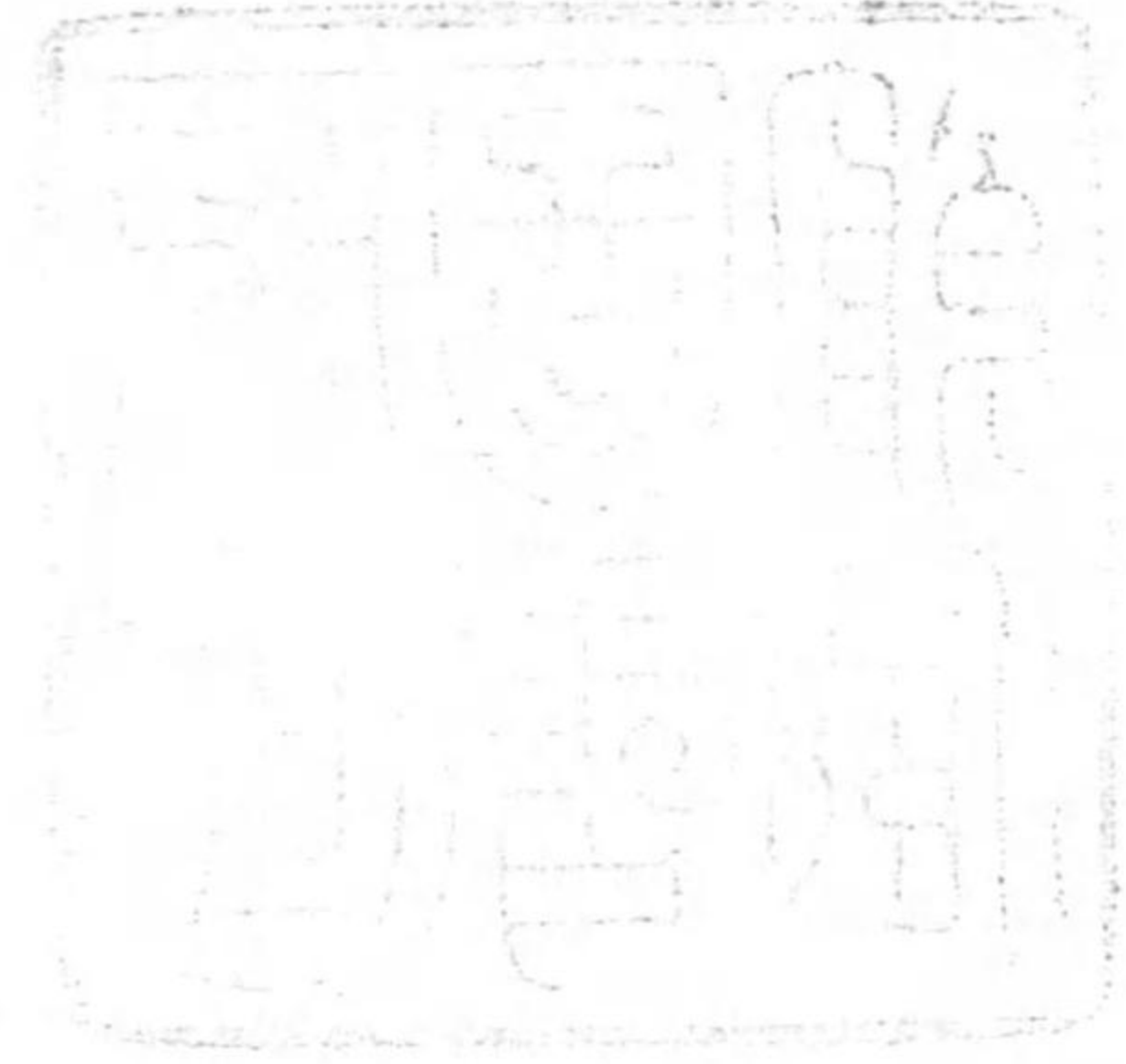
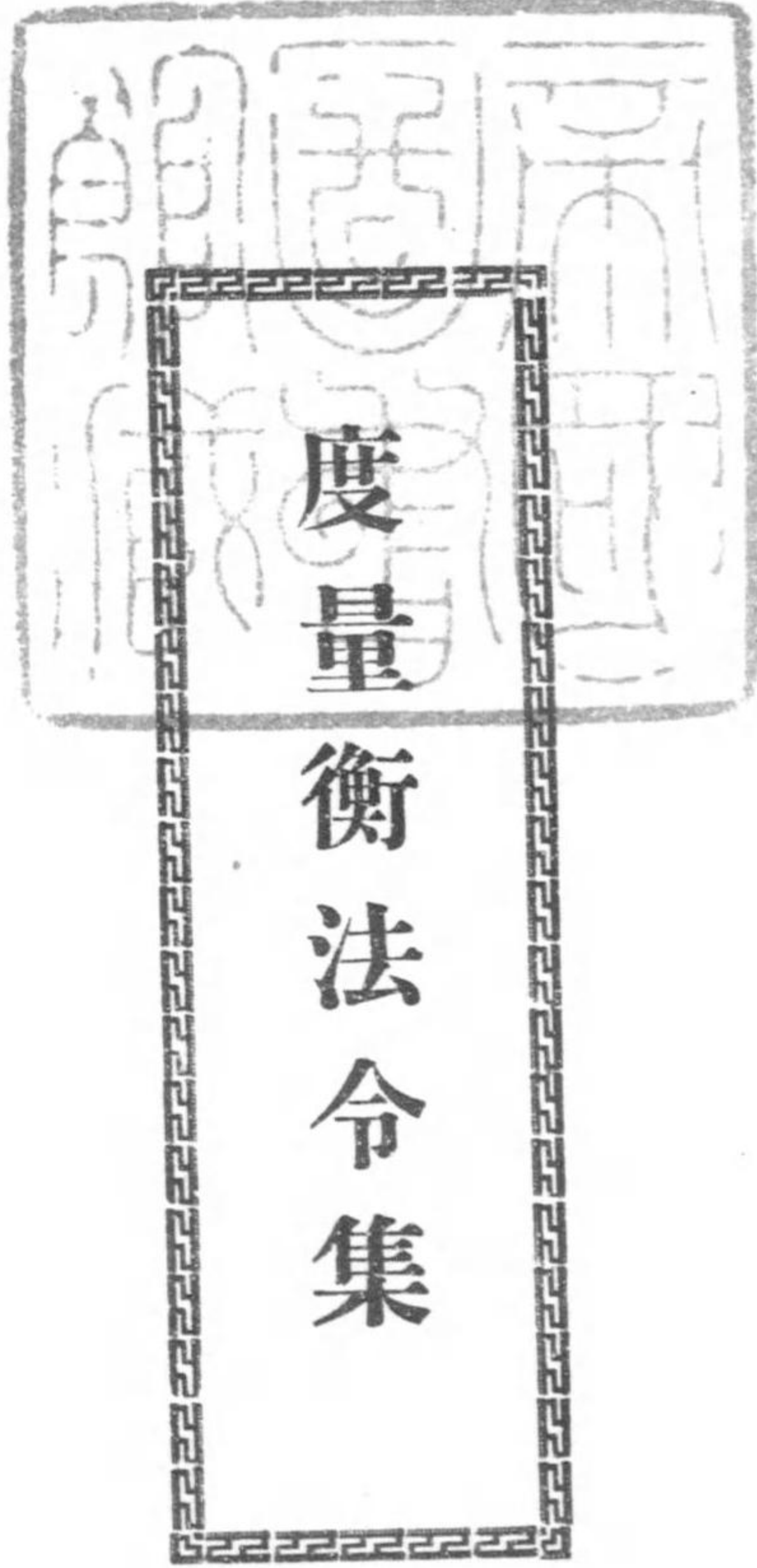
736



始



特207
736



度量衡法令集

目次

一 度量衡法	一
一 度量衡法施行期日ノ件	九
一 度量衡法ヲ樺太ニ施行ノ件	一〇
一 度量衡法施行令	二
一 度量衡法施行細則	空
一 度量衡ニ關シ地方長官ニ委任スル事項	一四
一 檢定ヲ受クルコトヲ要セサル度量衡器及計量器指定	一四
一 水銀溫度計ニ用ウル硝子ノ件	一四七
一 度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル度量衡器ノ檢定及其ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ニ關スル件	一四八
一 明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ノ規定ニ依ル度量衡器ノ檢定手數料ニ關スル件	一



- ル件……………一五
- 一 度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル計量器ノ檢定及其ノ度量衡法第八條第四號ノ公
差ニ關スル件……………一五
- 一 明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ノ規定ニ依ル計量器ノ檢定手数料ニ關スル件……………一六
- 一 營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件……………一六
- 一 免許狀ニ關スル手数料……………一七
- 一 中央度量衡檢定所位置ノ件……………一七
- 一 中央度量衡檢定所支所及出張所ノ名稱、位置及取扱事務ノ件……………一七
- 一 免許料(出願手数料)及檢定料(手数料)トシテ納ムル收入印紙消印ノ件……………一七
- 一 國庫納金端數計算法……………一七
- 一 度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査手数料ニ關スル件……………一七
- 一 度量衡器又ハ計量器比較檢査規則……………一八
- 一 度量衡器又ハ計量器比較檢査手数料……………一八
- 一 度量衡器又ハ計量器比較檢査手数料追加……………一八
- 一 度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査ニ關スル器差微小ト認ムル限度……………一九

- 一 甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査依頼者心得……………二〇
- 一 間接國稅犯則者處分法拔萃……………二〇
- 一 間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃……………二〇
- 一 法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタルトキノ處罰制……………二〇
- 一 政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件……………二〇
- 一 登録國債ノ擔保充用ニ關スル件……………二〇
- 一 舊度量衡法抄錄……………二〇
- 一 舊度量衡法施行細則抄錄……………二五
- 一 度量衡取締規則(昭和十二年九月十四日福岡縣令第四十一號改正)……………二九
- 一 度量衡管理員ノ資格ニ關スル件(昭和十二年九月十四日福岡縣令第四十二號制定)……………二九
- 一 度量衡取締規則施行規程(昭和十二年九月十四日福岡縣訓令第三十五號改正)……………二九

目次(終)

度量衡法規

明治四十二年三月八日法律第四號

改正
大正八年四月十日法律第五十號
大正十年四月十一日法律第七十一號
昭和八年四月十五日法律第五十一號

度量衡法

第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス

メートルハ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ示ス所ノ長トス

キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス

第二條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメー

トル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス

第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

ミクロン

メートルノ百萬分の一

ミリメートル

メートルノ千分の一

度量衡法

度量衡法

センチメートル

メートルノ百分ノ一

デシメートル

メートルノ十分ノ一

メートル

キロメートル

千メートル

面積

平方ミリメートル

平方メートルノ百分萬ノ一

平方センチメートル

平方メートルノ一萬分ノ一

平方デシメートル

平方メートルノ百分ノ一

平方メートル

平方キロメートル

百萬平方メートル

量

立方センチメートル

立方メートルノ百萬分ノ一

立方デシメートル

立方メートル千分ノ一

立方メートル

衡

ミリグラム

キログラムノ百萬分ノ一

グラム

キログラムノ千分ノ一

キログラム

トン

千キログラム

前項ニ規定スル度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ニシテ土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウルモノノ名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ状態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第二條ニ掲クル度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス

農商務大臣ハ前項ノ原器ニ依リ製作シタル副原器二組ヲ以テ前項ノ原器ニ代用ス
副原器ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス

第五條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ之ヲ用ウルコトヲ得ス(大正十年法律第七十一號新定)

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ 但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル者ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外其檢定ヲ受クヘシ

檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス

檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

- 一 檢定證印ナキモノ
 - 二 修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ
 - 三 變造シタルモノ
 - 四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ
 - 五 命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ
- 第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スル事ヲ得ス
- 第八條ノ三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條 度量衡器ノ製作、修覆、取締及其ノ使用ノ制限竝度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲナスコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ二 當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スルコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者

二 度量衡ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣ノ業ヲ營ミタル者

二 度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五條ノ二ニ違反シタル者

二 當該官吏ノ訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者

第十六條 度量衡器ノ製作、修復若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修復若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル

者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 前二條場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

(明治四十二年法律第四號ノ分)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル

本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣ノ免許ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ効力ヲ有ス

附 則 (大正八年法律第五十號ノ分)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (大正十年法律第七十一號ノ分)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

從來慣用ノ度量衡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用ウルコトヲ得

本法施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項若ハ第四條ニ基キテ發スル勅令ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ラサルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ得

附 則 (昭和八年法律第五十一號ノ分)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

度量衡法施行期日ノ件 (明治四十二年六月二十五日勅令第百六十八號)

度量衡法ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡法中改正法律施行期日ノ件 (大正九年六月二十三日勅令第百九十一號)

大正八年法律第五十號ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡法中改正法律施行期日ノ件 (大正十三年五月十五日勅令第百十六號)

大正十年法律第七十一號ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡法中改正法律施行期日ノ件 (昭和九年二月三日勅令第十五號)

昭和八年法律第五十一號ハ昭和九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量

ミリリットル リットルノ千分ノ一

デシリットル リットルノ十分ノ一

リットル 立方デシメートル

ヘクトリットル 百リットル

キロリットル 千リットル

船舶ノ積量

噸 三百五十三分ノ千立方メートル

衡

寶石ノ重量

カラット 一二〇ミリグラム

第一條ノ二 度量衡法第三條第一項及前條ニ規定スル度量衡中其ノ名稱ノ略字ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

ミクロン μ

ミリメートル mm 又ハ耗

センチメートル cm 又ハ糎

デシメートル dm

メートル m 又ハ米

キロメートル km 又ハ軒

アール a

ヘクタール ha

海里 浬

量

立方センチメートル cc

ミリリットル ml 又ハ耗

デシリットル dl 又ハ坵

リットル l 又ハ立

ヘクトリットル hl 又ハ罎

キロリットル kl 又ハ罎

噸 T 又ハ屯

衡

ミリグラム	mg 又ハ 秬
グラム	g 又ハ 瓦
キログラム	kg 又ハ 砵
トン	t 又ハ 施
カラット	ct

第一條ノ三 度量衡法第四條ノ規定ニ依リ計量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 力ノ單位ハメガダイントス

メガダインハ一キログラムノ質量ノ物體ニ働クトキ一秒ニ付毎秒十メートルノ速度ノ増加ヲ與フル
力ヲ謂フ

力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用ウルコトヲ得一重量キログラムハ之ヲ〇、九八メガダイントス

二 壓力ノ單位ハバールトス

バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受クル壓力ヲ謂フ

壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用ウルコトヲ得平方センチメートルニ付

一重量キログラムハ之ヲ〇、九八バールトス

バールハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

三 仕事ノ單位ハジュールトス

ジュールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體ヲ動カストキ爲サル仕事
ヲ謂フ

仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用ウルコトヲ得一キログラムメートルハ之ヲ九、八ジュール
トス

四 工率ノ單位ハキロワットトス

キロワットハ一秒ニ付千ジュールノ工率ヲ謂フ

五 密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス

六 溫度ノ單位ハ度トス

度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ヨ
リ一、〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ生スル壓力ノ増加
ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其ノ完全瓦斯ノ生スル溫度ヲ謂フ

融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ハ之ヲ零度トス

度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得

前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ八萬六千四百分ノ一ヲ謂フ

第一條ノ四 前條ニ規定スル單位ノ倍數若ハ分數ノ名稱又ハ前條ニ規定スル單位ニ依リテ定ムル他ノ計量ノ單位ハ商工大臣之ヲ定ム

第一條ノ五 度量衡法第二十條ノ規定ニ依リ計量器ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 晴雨計以外ノ計壓器

二 浮秤

三 物體ノ膨脹ニ依ル溫度計

四 生絲織度檢定器

五 乳脂計

第一條ノ六 第一條ノ三及第一條ノ四ノ規定ニ依ル單位ニ依リ計量スヘキ狀態又ハ能率ト異ル狀態又ハ能率ニ關シテハ任意ノ計量ノ單位ヲ用ウルコトヲ得

第一條ノ七 輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ第一條、第一條ノ三若ハ第一條ノ四又ハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ト雖之ヲ用ウルコトヲ得但シ輸入ニ係ル商品ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ハ輸入ニ係ル商品ヲ更ニ輸出スル目的ヲ以テ販賣スル場合ニハ之ヲ適用セス

第二條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ業ヲ營マムトスル者ハ商工大臣、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

度量衡器ノ製作ノ免許ハ度器、量器又ハ衡器ニ付各別ニ之ヲ受クヘシ

計量器ノ製作ノ免許ハ玻璃製溫度計及浮秤ト其ノ他ノ計量器トニ付各別ニ之ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器又ハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 度量衡法第十四條ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者

四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者

五 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ

免許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ

法定代理人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ

度器、量器又ハ玻璃製溫度計及浮秤ノ製作 二千圓

衡器又ハ玻璃製溫度計及浮秤以外ノ計量器ノ製作 五千圓

前項ノ身元保證金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ充ツルコトヲ得

第五條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ十五年トス

第六條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ度量衡器又ハ計量器ノ修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ取緒、皿紐、鉤紐及錘絲ニ付桿秤ノ修覆ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ金屬ニ係ル修覆ハ此ノ限ニ在ラス

量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ乳脂計ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ、衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ生絲織度檢定器ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

第六條ノ二 藥劑師法ニ依リ藥局ヲ開設スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ目盛アル玻璃製榼又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ第三條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ業ヲ營ム者法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ於テ法定代理人第三條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第七條 度量衡器ノ檢定ハ之ヲ分チテ甲種檢定及乙種檢定トス

左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付行フ檢定ヲ甲種檢定トス

- 一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ハ二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アル度器
- 二 目盛アル玻璃製榼及化學用量器
- 三 秤量ニ於テ其一萬分ノ一以下又ハ一ミリグラム未満ノ重量ヲ感スル天秤
- 四 重量十ミリグラム未満ノ分銅及之ヲ含メル組分銅
- 五 瓦斯「メートル」
- 六 水量「メートル」
- 七 ガソリン量器

前項以外ノ檢定ヲ乙種檢定トス

第八條 度量衡器ノ甲種檢定ハ商工大臣之ヲ行ヒ乙種檢定ハ地方長官之ヲ行フ

計量器ノ檢定ハ商工大臣之ヲ行フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者輸出若ハ移出スヘキ度量衡器、取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器又ハ特ニ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ニ非シテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

三 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル桿秤ノ修覆ニシテ其ノ取緒、皿紐、鈎紐又ハ錘絲ノ金屬ニ係ラサルトキ

四 水道事業者水量「メートル」ニシテ檢定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修覆シタルトキ

五 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

前項第四號ノ修覆ノ範圍ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器又ハ計量器左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

一 第一表又ハ第二表ノ種類ニ屬シ商工大臣ノ定ムル構造ニ關スル規定ニ適合シ且其ノ器差第三表又ハ第四表ノ公差ヲ超エサルモノ

二 特殊ノ種類又ハ構造ノモノニ在リテハ特ニ商工大臣ノ定ムル規定ニ適合スルモノ

第十條ノ二 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ檢定ノ有効期間ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ有効期間ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ期限ヲ表示シタル檢定證印ヲ附ス

第十一條 檢定證印アル度量衡器ニシテ檢定ニ合格セサルトキハ其ノ檢定證印ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ

附ス

第十二條 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ製作、修覆ノ方法若ハ材料ヲ指定シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條 度量衡器ノ取締ハ之ヲ分チテ第一種取締及第二種取締トス

業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付検査ヲ行フヲ第一種取締トス

前項以外ノ取締ヲ第二種取締トス

第十四條 度量衡器及度量衡ノ計量ノ取締ハ地方長官之ヲ行フ

地方長官ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ取締ノ執行ヲ補助セシメ又ハ第二種取締若ハ度量衡ノ

計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

商工大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

第十五條 第一種取締ニ於テハ度量衡法第八條各號ニ該當セサル度量衡器ニ検査済印ヲ附ス

第十六條 度量衡法第八條第四號ノ公差ハ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二分ノ三トシ第十條第二號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ商工大臣ノ定ムル所ニ依ル但シ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタルモノノ中陶器柵、磁器柵及珫瑯塗リ柵ニ在リテハ第三表ノ公差ノ四分ノ五、木製柵ノ雜用ノモノ、自働秤及計壓器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二倍トス

第十七條 第九條第一號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ檢定證印ナキモノト雖同條但書ノ規定ニ依リ許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第九條第一號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スル度量衡器ハ其ノ用ニ供スル場合ニ限り檢定證印ナキモノト雖取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第九條第三號ノ場合ニ該當スル桿秤ハ其ノ修復ヲ爲シタル後檢定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

トヲ得

第九條第四號ノ場合ニ該當スル水量「メートル」ハ其ノ修復ヲ爲シタル後檢定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第九條第五號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ檢定證印ナキモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ二 晴雨計、浮秤ニ非サル密度計量器及物體ノ膨脹ニ依ラサル溫度計ハ取引上又ハ證明上ニ於ケル壓力、密度又ハ溫度ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ三 商工大臣ハ度量衡器ノ檢定又ハ第九條但書ノ許可ニ關スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十七條ノ四 第五條、第九條、第十條ノ二乃至第十五條、第十七條及前條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用ス

第十七條ノ五 本令中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

附 則

(明治四十二年勅令第六十九號ノ分)

第十八條 本令ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本令施行ニ前於ケル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ効力ヲ有ス但シ本令施行後更ニ免許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條第二項ノ規定ハ本令施行前度量器又ハ量器ノミノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ適用セス

第二十條 本令施行前ヨリ「ヤード、ポンド」法度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ム者ニハ明治四十二年九月三十日迄度量衡法第十四條第一號ノ規定ヲ適用セス

第二十一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定證印ト看做ス

第二十二條 明治三十年勅令第百十六號ニ依ル檢定證印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及効力ヲ失ヒタル檢定ニ係ルモノハ其ノ證印ナキモノト看做ス

五厘未滿又ハ一「ミリメートル」未滿ノ目盛アル度量器

全量ノ十分ノ一未滿ノ目盛アル量器

五毛以下又ハ五「ミリグラム」以下ノ分銅

第二十三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用量器、瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ニ在リテハ明治四十三年十二月三十一日迄、「ヤード、ポンド」法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セス但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三十日迄ニ前項ノ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ檢査シ之ニ合格シタルモノニハ證印ヲ附セシムヘシ但シ瓦斯「メートル」及水量「メートル」ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ檢査ハ之ヲ檢査ト看做ス

附 則

(大正五年勅令第二百二十七號ノ分)

本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條中ノ改正ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ殘存期間本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期間ハ最長殘存期間トス

本令公布前度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者又ハ其ノ免許ノ出願ヲ爲シタル者ノ身元保證金ノ額ハ從前ノ規定ニ依ル

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル瓦斯「メートル」ニ付テハ大正十一年十二月三十一日迄度量衡法第八條第一號ノ規定ヲ適用セス但シ取引上又ハ證明上ニ使用スル爲取附ヲ爲スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則 (大正九年勅令第九十二號ノ分)

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令中計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ、度量衡器ノ製作又ハ修復ノ免許ノ身元保證金ニ關スル改正ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令公布前度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケ又ハ其ノ免許ノ出願ヲ爲シタル者ノ身元保證金ノ額ハ従前ノ規定ニ依ル

大正九年十二月三十一日以前ヨリ計量器ノ製作ノ業ヲ營ム者ハ大正十一年十二月三十一日迄、修復又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ハ大正十年九月三十日迄免許ヲ受ケスシテ仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得
大正九年十二月三十一日以前ニ製作、輸入又ハ移入シタル計量器ハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖大正十一年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ之ヲ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則 (大正十年勅令第七十六號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前供託シタル國債證券以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

附 則 (大正十二年勅令第百號ノ分)

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ハ之ヲ廢止ス
大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ニ依リ度量衡器ノ修復又ハ販賣ニ付受ケタル免許ニシテ本令施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノハ度量衡法施行令ニ依リ受ケタルモノト看做ス
大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ニ依リ檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル檢定證印ハ本令施行後樺太ニ於テ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際計量器販賣ノ業ヲ營ム者ハ大正十二年十二月三十一日迄度量衡法施行令ニ依ル免許ヲ受ケスシテ樺太ニ於テ仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得

本令施行前輸入又ハ移入シタル計量器ニシテ未タ檢定ヲ受ケサルモノハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖樺太ニ於テ大正十二年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

附 則

(大正十三年勅令第十七號ノ分)

改正 昭和八年勅令第三百二十一號 同第三百三十八號

第一條 本令ハ大正十年法律第七十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 左ニ掲クル從來慣用ノ度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ハ第七表ニ掲クル事務又ハ事

業ニ付同表ニ掲クル事務又ハ事業ヲ行フ者ヲ雙方ノ當事者トスル場合ニ於テハ本令施行後十五年ヲ限

リ、其ノ他ノ場合ニ於テハ本令施行後二十年ヲ限り仍之ヲ用ウルコトヲ得

メートル法

度

デカメートル

十メートル

ヘクトメートル

百メートル

地積

センチアール

アールノ百分ノ一

量

センチリットル

リットルノ百分ノ一

デカリットル

十リットル

衡

センチグラム

キログラムノ十萬分ノ一

デシグラム

キログラムノ一萬分ノ一

デカグラム

キログラムノ百分ノ一

ヘクトグラム

キログラムノ十分ノ一

尺貫法

度

尺ノ一萬分ノ一

尺ノ千分ノ一

尺ノ百分ノ一

尺ノ十分ノ一

メートルノ三十三分ノ十

十尺

六尺

間

度量衡法施行令

町	三百六十尺
里	一萬二千九百六十尺
地積	
勺	歩ノ百分ノ一
合	歩ノ十分ノ一
畝	アールノ百二十一分ノ四
段	三十歩
町	三百歩
量	三千歩
勺	升ノ百分ノ一
合	升ノ十分ノ一
升	リットルノ千三百三十一分ノ二千四百一
斗	十升
石	百升

衡

毛	貫ノ百萬分ノ一
厘	貫ノ十萬分ノ一
分	貫ノ一萬分ノ一
匁	貫ノ千分ノ一
斤	キログラムノ四分ノ十五
	百六十匁

鯨尺

鯨尺分	鯨尺尺ノ百分ノ一
鯨尺寸	鯨尺尺ノ十分ノ一
鯨尺尺	メートルノ六十六ルノ六十六分ノ二十五
鯨尺丈	鯨尺十尺

ヤード、ポンド法

度	
インチ	ヤードノ三十六分ノ一
フット	ヤードノ三分ノ一

ヤード

メートルノ千二百五十分ノ千百四十三

チェーン

二十二ヤード

マイル

千七百六十ヤード

量

ガロン

リットルノ六千六百五十五萬分ノ二億五千九百九十二萬百二十三

衡

ゲレイン

ポンドノ七千分ノ一

オンス

ポンドノ十六分ノ一

ポンド

キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七

トン(英トント稱スヘシ)二千二百四十ポンド

第三條 前條ノ規定ハ左ニ掲クル計量ノ單位ニ付之ヲ準用ス

一 力

重量ポンド 一重量ポンドハ重量キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七トス

二 壓力

平方インチニ付 平方インチニ付一重量ポンドハ平方センチメートルニ付重量キログラムノ一萬六千二百二十九分ノ千百三十四トス

三 仕事

フットポンド 一フットポンドハキログラムメートルノ百五十六萬二千五百分ノ二十一

萬六千二十七トス

四 工率 馬力

一馬力ハ〇、七四六〇〇キロワットトス

五 溫度 華氏度

華氏一度ハ一度ノ九分ノ五トス零度ノ溫度ハ華氏三十二度トス

第一條ノ四ノ規定ハ前項ニ規定セル單位ニ付之ヲ準用ス

第四條 附則第二條又ハ前條ニ規定シタル期間滿了前ニ文書、商品其ノ他ノ物件ニ附シタル同條ノ度量

衡又ハ計量ノ單位ニ依ル表示ハ同條ノ期間滿主後ト雖仍之ヲ用ウルコトヲ得

第五條 附則第二條又ハ第三條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示アル度量衡器及計量器ノ檢

定ハ本令施行後二十年ヲ限り之ヲ行フ

第六條 前條ノ度量衡器ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付行フ檢定ハ之ヲ甲種檢定トス

一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ハ二厘以下ノ目盛アル度量器但シ鯨尺ノミノ目盛アルモノヲ除ク

二 目盛アル玻璃製榊

三 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下又ハ五分ノ一毛以下ノ重量ヲ感スル天秤

四 重量一厘未滿ノ分銅及之ヲ含メル組分銅

五 ヤード、ポンド法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度量器及衡器

六 瓦斯「メートル」

七 ガソリン量器

前條ノ度量衡器ニシテ前項各號ノ一ニ該當セサルモノニ付行フ檢定ハ之ヲ乙種檢定トス

第七條 第十條ノ規定ハ附則第五條ノ度量衡器ノ檢定ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十條ニ第一表トアルハ之ヲ第五表、第三表トアルハ之ヲ第六表トス

第八條 第十六條ノ規定ハ附則第五條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十六條ニ第三表トアルハ之ヲ第六表トス

第九條 檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第一條、第一條ノ三若ハ第一條ノ四又ハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示ナキモノハ本令施行後二十年ヲ限リ其ノ檢定ノ效力ヲ失フ

第十條 明治五年太政官布告第三百三十號ハ之ヲ廢止ス

大正九年勅令第九十二號附則第二項及第三項ヲ削ル

附 則 (昭和三年勅令第二百二十九號ノ分)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル水量「メートル」ハ檢定證印ナキモノト雖昭和三年十二月三十一

日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十三年六月三十日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

附 則 (昭和七年六月十一日勅令第八十二號ノ分)

本令ハ昭和七年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年十二月二十三日勅令第三百二十一號ノ分)

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタルガソリン量器ハ檢定證印ナキモノト雖モ昭和九年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十四年十二月三十一日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

附 則 (昭和八年十二月二十七日勅令第三百三十八號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和九年二月三日勅令第十六號ノ分)

本令ハ昭和八年法律第五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

自 動 秤	(ロ)分銅		重 量	重 量	重 量	重 量	重 量
	一ミリ グラム	二ミリ グラム					
定 量 錘	二十ミリ グラム	五十ミリ グラム	百ミリ グラム	二百ミリ グラム	〇、一 カラット	〇、二 カラット	〇、二五 カラット
	五百ミリ グラム	一グラム	二グラム	五グラム	〇、五 カラット	一 カラット	二 カラット
定 量 錘	十グラム	二十グラム	五十グラム	百グラム	五 カラット	十 カラット	二十 カラット
	二百グラム	五百グラム	一キログラム	二キログラム	二十五 カラット	五十 カラット	百 カラット
定 量 錘	五キログラム	十キログラム	二十キログラム	一	一	一	一
	第二表 計量器	(一)計壓器	歴 力 計	眞 空 計	聯 成 計	定 量 錘	増 錘

(二)浮秤	(三)温度計	(四)生絲織度檢定器	(イ)檢尺器	(ロ)檢位衡	(ハ)織度分銅	重 量	重 量	重 量
〇、〇一織度	〇、〇二織度	〇、〇五織度	〇、一織度	〇、二織度	〇、二五織度	〇、五 ミリ グラム	二 織 度	一〇〇 ミリ グラム
〇、〇二織度	〇、〇五織度	〇、一織度	〇、二織度	〇、二五織度	〇、五織度	一 ミリ グラム	五 織 度	二五〇 ミリ グラム
〇、一織度	〇、二織度	〇、二五織度	〇、五織度	一織度	二、五織度	五 ミリ グラム	十 織 度	五〇〇 ミリ グラム
〇、二織度	〇、五織度	一織度	二、五織度	五織度	一〇、一織度	二 十 ミリ グラム	二十 織 度	一 ケ ラ
〇、五織度	一織度	二、五織度	五織度	一〇、一織度	二〇、二五織度	五 十 ミリ グラム	五十 織 度	二、五 ケ ラ
一織度	二、五織度	五織度	一〇、一織度	二〇、二五織度	五〇、五織度	一 百 ミリ グラム	百 織 度	五 ケ ラ
二、五織度	五織度	一〇、一織度	二〇、二五織度	五〇、五織度	一〇〇、一織度	二 百 ミリ グラム	二百 織 度	一〇 ケ ラ
五織度	一〇、一織度	二〇、二五織度	五〇、五織度	一〇〇、一織度	二〇〇、二五織度	五 百 ミリ グラム	五百 織 度	二〇 ケ ラ
一〇、一織度	二〇、二五織度	五〇、五織度	一〇〇、一織度	二〇〇、二五織度	五〇〇、五織度	一 千 ミリ グラム	一千 織 度	五〇 ケ ラ

一 織 度 五〇ミリグラム

—

—

(五) 乳脂計

第三表 度量衡器ノ公差

種 類	全 長		公 差
	全	長	
二分ノ一ミリメートル超エタル目盛アル直尺 曲リ尺及疊尺	五デシメートル未滿	五デシメートル以上	全長五デシメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメートル未滿ノモノノ公差ニ〇、二五ミリメートルニ至リテ止ム
	縮尺二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アル直尺 曲リ尺及疊尺	五デシメートル未滿	全長五デシメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメートル未滿ノモノノ公差ニ〇、二五ミリメートルニ至リテ止ム
鏈尺及鋼鐵製以外ノ卷尺	一メートル以下	一メートルヲ超エタルモノ	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下ノモノノ公差ニ〇、七ミリメートルニ至リテ止ム
	一メートル以下	一メートルヲ超エタルモノ	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下ノモノノ公差ニ〇、三ミリメートルヲ加ヘ三センチメートルニ至リテ止ム
鋼鐵製卷尺	一メートル以下	一メートルヲ超エタルモノ	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下ノモノノ公差ニ〇、七ミリメートルニ至リテ止ム

種 類	全 長		公 差
	全	長	
全長二十メートル未滿ノ度量器	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差ノ二分ノ一
		全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ公差ノ四分ノ一
		全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ一
		全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ公差ノ四分ノ三
全長二十メートル以上ノ度量器	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差ノ三	
	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差	
(イ) 楯	全 量	公 差	差
	陶器、磁器、珐瑯塗り楯以外ノモノ	陶器、磁器、珐瑯塗り楯	差
全 量	二十ミリリットル以下	二十ミリリットル以下	全量ノ百五十分ノ一
	二十ミリリットル以下	二十ミリリットル以下	全量ノ百五十分ノ四
全 量	二十ミリリットル以下	二十ミリリットル以下	全量ノ百分ノ一
	二十ミリリットル以下	二十ミリリットル以下	全量ノ百分ノ一

二リットル以下	全量ノ百五十分ノ一	二リットル以下	全量ノ四百五十分ノ四
十リットル以下	全量ノ二百五十分ノ一	十リットル以下	全量ノ七百五十分ノ四
二十リットル以下	全量ノ四百百分ノ一	二十リットル以下	全量ノ千二百百分ノ四
分	量	公	差
全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一
(ロ) 化學用量器			
全	量	公	差
受用「メスフラスコ」	出用「メスフラスコ」	「ビュレット」及「ピペット」	「メスシリンドル」
全	量	公	差
十立方センチメートル	五十立方センチメートル	二立方センチメートル以下	十立方センチメートル以下
二十五立方センチメートル	百立方センチメートル以上二百五十立方センチメートル	十立方センチメートル以下	三十立方センチメートル以下
五十立方センチメートル	十立方センチメートル以下	三十立方センチメートル以下	五十立方センチメートル以下
〇、〇五	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇二

百立方センチメートル以上二百五十立方センチメートル	〇、一	五百立方センチメートル	〇、三	五十立方センチメートル以下	〇、〇五	百立方センチメートル以下	〇、四
五十立方センチメートル以下	〇、一五	千立方センチメートル	〇、六	百立方センチメートル以下	〇、一	五百立方センチメートル以下	〇、八
千立方センチメートル	〇、三	二千立方センチメートル	一、	二百立方センチメートル以下	〇、二	千立方センチメートル以下	四、
二千立方センチメートル	〇、五	メートル		メートル以下		二千立方センチメートル以下	八、
分	量	公	差	分	量	公	差
全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ公差ノ二分ノ一
(ハ) 瓦斯「メートル」							
表ハス量ノ百分ノ二							
(ニ) 水量「メートル」							
表ハス量ノ百分ノ四							
(ホ) ガソリン量器							

重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量四百グラムヲ超エタルモノ
重量四百グラムノモノノ公差ニ四百グラムヲ超エタル重量ノ二百分ノ一ヲ加フ

第四表 計量器ノ公差

(一) 計壓器ノ公差	偏心型又ハ自記型ノモノニ非サルモノ	最大壓力ノ二十五分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
	偏心型又ハ自記型ノモノ	最大壓力ノ二十五分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ五十分ノ一
(二) 浮秤ノ公差	最小目盛ノ表ハス値	最大壓力ノ十分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
		最大壓力ノ十分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ二十分ノ一
(三) 溫度計ノ公差	表ハス溫度ノ目盛ニ接スル最小目盛ノ値		
(四) 生絲織度檢定器ノ公差			
(イ) 檢尺器			

絲棒ノ周ノ長	四ミリメートル	差
回轉器	一回ノ計量ニ付絲棒ノ一回轉ノ二分ノ一	差
(ロ) 檢位衡	公	差
〇、二五織度ヲ超エタル目盛アルモノ	一二、五ミリグラム	
〇、二五織度以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス重量	

(ハ) 織度分銅	公	差	公	差
〇、〇一織度	〇、〇五	二	織度	〇、四
〇、〇二織度	〇、一	五	織度	〇、六
〇、〇五織度	〇、一	十	織度	一、
〇、一織度	〇、一	二十	織度	二、
〇、二織度	〇、二	五十	織度	三、

一	〇、二五	織度	〇、二	百	織度	五、
〇、五	織度	〇、三	二	百	織度	一〇、
一	織度	〇、三	一			一

(五) 乳脂計ノ公差

最小目盛ノ表ハス量

第五表 度量衡器

(甲) 尺貫法度量衡器	
(一) 度量器	直尺 曲尺 疊尺 卷尺 鏈尺 縮尺
(二) 量器	全量
(イ) 樹	二分ノ一 勺 一 勺 二 勺 五 勺 一 斗 二 斗 二斗五升 三 斗 五 斗

(ロ) 斗概	圓 塼 狀 板 狀
(三) 衡器	
(イ) 秤	天 秤 上皿天秤 臺 秤 (秤量五貫以上又ハ三十斤以上各種)
上皿桿秤 (秤量五貫未滿又ハ三十斤未滿各種)	十分 秤 桿 秤
自働秤	一
(ロ) 分銅	
重	一 毛 二 毛 五 毛 一 厘 二 厘 五 厘 一 分
量	五 十 匁 百 匁 二 百 匁 五 百 匁 一 貫 二 貫 五 貫
(ハ) 錘	定 量 錘 定 量 增 錘

(乙) 鯨尺		直尺	曲尺	疊尺	疊尺	卷尺	卷尺	縮尺	縮尺
(丙) ヤード、ポンド法度量衡器									
(一) 度量器		直尺	曲尺	疊尺	疊尺	卷尺	卷尺	鏈尺	縮尺
(二) 量器		(イ) 瓦斯「メートル」							
(ロ) ガソリン量器		(計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量二十ガロン以下各種)							
(三) 衡器		(イ) 秤							
天	秤	上皿	皿	天秤	秤	臺秤	(秤量五十ポンド以上各種)		
上皿桿秤	(秤量五十ポンド未満各種)	十	分	秤	桿	秤			
自働秤	秤								
(ロ) 分銅									

重		量	
〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン	〇、一ゲレイン
一ゲレイン	二ゲレイン	五ゲレイン	十ゲレイン
百ゲレイン	二百ゲレイン	五百ゲレイン	千ゲレイン
〇、〇〇一オンス	〇、〇〇二オンス	〇、〇〇五オンス	〇、〇一オンス
〇、一オンス	〇、二オンス	〇、五オンス	一オンス
八オンス	一ポンド	二ポンド	四ポンド
十ポンド	十四ポンド	二十ポンド	二十八ポンド
			五十ポンド
			五十六ポンド
(ハ) 錘			
定量増錘			
第六表 度量衡器ノ公差			
(甲) 尺貫法度量衡器			
(一) 度量器ノ公差			
全	長	ノ	公差
			差

種類	全長	公差	種別	分	
				長	公差
二厘ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未満	一厘	縮尺、二厘以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	三尺以下	一分
	一尺以上	五毛		三尺ヲ超エタルモノ	二厘
	一尺未満	五毛		三尺以下	一分
鋼鐵製卷尺	三尺以下	二厘	鏈尺及鋼鐵製以外ノ卷尺	三尺ヲ超エタルモノ	二厘
	三尺以上	五毛		三尺以下	一分
	三尺未満	五毛		三尺ヲ超エタルモノ	二厘
全長六十尺未満ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一	全長六十尺以上ノ度量器	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一
	全長ノ四分ノ一以上	全長ノ四分ノ一		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一
	全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一		全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三

種類	全量	公差	種別	分	
				量	公差
全量ノ公差	全量ノ五分ノ一	全量ノ五分ノ一	全量ノ公差	全量ノ五分ノ一	全量ノ五分ノ一
	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一		全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ百五十分ノ一		全量ノ百五十分ノ一	全量ノ百五十分ノ一
	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一		全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一
	全量ノ四百百分ノ一	全量ノ四百百分ノ一		全量ノ四百百分ノ一	全量ノ四百百分ノ一
全量ノ公差	全量ノ二分ノ一未満	全量ノ二分ノ一	全量ノ公差	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一
	全量ノ四分ノ三以上	全量ノ四分ノ三		全量ノ四分ノ三	全量ノ四分ノ三
	全量ノ四分ノ三未満	全量ノ四分ノ三		全量ノ四分ノ三	全量ノ四分ノ三

種 類		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
種 類		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
(乙) 鯨尺ノ公差		全長ノ公差		分 長	公 差	
麻製卷尺以外ノモノ		全長ノ五分ノ一		全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ一	
麻製 卷 尺		全長ノ二百五十分ノ一		全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差	
(丙) ヤード、ポンド法度量衡器						
(一) 度器ノ公差						
種 類	全 長	公 差	種 類	分 長	公 差	
六十四分ノ一 インチヲ超エタル 目盛アル直尺、 曲リ尺及疊尺	一 フ ト	百分ノ一インチ	全長六十フ ト	全長ノ二分 ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ 一	
一 フ ト	以 上	二百分ノ一 インチ	未滿ノ度器	全長ノ二分 ノ一以上	全長ノ公差	

種 類		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
種 類		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
(イ) 瓦斯「メートル」		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
(二) 量器ノ公差		全 長	公 差	種 類	分 長	公 差
縮尺、六十四分 ノ一インチ以下 ノ目盛アル直尺、 曲リ尺及疊尺	一 フ ト	十分ノ一 インチ	全長六十フ ト以上ノ度器	全長ノ四分 ノ一未滿	全長ノ公差ノ四分ノ 一	
鏈尺及鋼鐵製以 外ノ卷尺	三 フ ト	全長三フ ト迄ヲ増 ス毎ニ全長三フ トノ公差ニ テ止ム	全長六十フ ト以上ノ度器	全長ノ二分 ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ 一	
鋼鐵製卷尺	三 フ ト	全長三フ ト迄ヲ増 ス毎ニ全長三フ トノ公差ニ テ止ム	全長六十フ ト以上ノ度器	全長ノ四分 ノ三以上	全長ノ公差	

表ハス量ノ百分ノ二		計 量 ス ル 量		公 差	
(ロ) ガソリン量器		二 カ ロ ン 未 満		表 ハ ス 量 ノ 千 分 ノ 十 五	
二 ガ ロ ン 以 上		表 ハ ス 量 ノ 千 分 ノ 十			
(三) 衡器ノ公差					
(イ) 秤					
種 類	秤 類	秤 類	種 類	種 類	種 類
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ五分ノ一	秤量ノ公差以下ノ目盛アル臺秤	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ一分ノ一	上皿秤	秤量ノ五分ノ一	秤量ノ一分ノ一
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ一分ノ一	秤量ノ公差以下ノ目盛アル上皿秤	秤量ノ五分ノ一	秤量ノ一分ノ一

種 類	秤 類	種 類	種 類
秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	自働秤	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差
秤量及掛量以下ノ重量ノ公差	掛量ノ二百分ノ一	秤量ノ公差以下ノ目盛アル自働秤	秤量ノ二百分ノ一
秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ目盛アル秤	最小目盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差以下ノ目盛アル自働秤	最小目盛ノ表ハス重量
前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス			
(ロ) 分 銅			
重 量	公 差	重 量	公 差
〇、〇一ゲレイン	ゲレイン 〇、〇〇一	〇、〇〇一オンス	ゲレイン 〇、〇〇八
〇、〇二ゲレイン	〇、〇〇一	〇、〇〇二オンス	〇、〇〇八
〇、〇五ゲレイン	〇、〇〇一	〇、〇〇五オンス	〇、〇二
〇、一ゲレイン	〇、〇〇二	〇、〇一オンス	〇、〇一六
〇、二ゲレイン	〇、〇〇二	〇、〇二オンス	〇、〇二四
〇、五ゲレイン	〇、〇〇三	〇、〇五オンス	〇、〇四
一ゲレイン	〇、〇〇四	〇、一オンス	〇、〇八

二千ゲレイン	千ゲレイン	五百ゲレイン	二百ゲレイン	百ゲレイン	五十ゲレイン	二十ゲレイン	十ゲレイン	五ゲレイン	二ゲレイン
〇、七五	〇、五	〇、二五	〇、一五	〇、一	〇、〇五	〇、〇三	〇、〇二	〇、〇一	〇、〇〇六
二十ポンド	十四ポンド	十ポンド	七ポンド	五ポンド	四ポンド	二ポンド	一ポンド	八オンス	四オンス
一五、	一〇、	八、	七、	五、	四、	二、	一、	一、	〇、六
									〇、二
									〇、五
									〇、二
									〇、一
									〇、〇〇六

第七表

- 一 公務所ノ事務又ハ事業
- 二 電氣事業
- 三 瓦斯事業
- 四 水道事業
- 五 原動機ヲ用ウル運輸事業

定量増錘	重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量一ポンド以下ノモノ	重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量一ポンドヲ超エタルモノ	重量ノ五千分ノ一	公	差	四千ゲレイン	一、	二十八ポンド	二〇、
						五十六ポンド	三〇、	五十ポンド	二五、

- 六 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業
- 七 醫業、齒科醫業、獸醫業又ハ調劑業
- 八 左ニ掲グル工業但シ原動機ヲ用キサルモノヲ除ク
 - (一) 機械又ハ其ノ部分品ノ製造業
 - (二) 汽罐、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精鍊用若ハ工業用鐵製爐又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
 - (三) 船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
 - (四) 機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自動車、自轉車、鐵索道、エレベーター、コンペーヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
 - (五) 航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業
 - (六) 理化學器具、醫療器具、時計、度量衡器其ノ他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡其ノ他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋樂器、電球、電池其ノ他ノ電氣器具、機械用刃具、瓦斯器具、水道器具、放熱器其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
 - (七) 金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、筒、管其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ建築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業

- (八) 絶緣電線、電纜、線索、鏈鎖、螺旋釘、ナット、リベット、洋釘又ハ撥條ノ製造業
- (九) 硝子板又ハ硝子燧ノ製造業
- (十) セメント、煉瓦又ハ骸炭ノ製造業
- (十一) 紙又ハ紙料ノ製造業
- (十二) 製革業
- (十三) 火藥類製造業
- (十四) 鑛物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業
- (十五) 醫藥品、工業藥品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業
- (十六) 護謨製品又ハエボナイト製品ノ製造業
- (十七) セルロイド製造業
- (十八) 人造絹絲製造業
- (十九) 化粧品製造業
- (二十) 石鹼又ハ蠟燭ノ製造業
- (二十一) リノリウムノ製造業
- (二十二) 染料又ハ顔料ノ製造業

- (二十三) ペイント又ハヴァアニシユノ製造業
- (二十四) 人造肥料製造業
- (二十五) 麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ醸造業
- (二十六) 製糖業
- (二十七) 製粉業
- (二十八) 氷又ハ清涼飲料ノ製造業
- (二十九) 罐詰業又ハ罐詰業
- (三十) 酪製品製造業
- (三十一) 調帯製造業
- (三十二) 刷子製造業
- (三十三) 電爐製品製造業
- (三十四) 金屬精鍊業

度量衡法施行細則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、修覆者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ修覆ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、販賣者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、特殊販賣者ト稱スルハ度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製樹又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條 商工大臣ニ出願又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ製作者第十條ニ依リ出願ヲ爲ストキハ變更先若ハ新設營業所ノ所在地其ノ他ノ出願又ハ届出ヲ爲ストキハ主タル營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

改正	明治四十二年六月二十六日農商務省令第二十八號
大正五年五月十九日農商務省令第七號	大正五年六月二十九日農商務省令第十四號
大正七年四月二十九日農商務省令第十四號	大正九年四月二十四日農商務省令第十四號
大正九年六月二十四日農商務省令第十四號	大正十年三月三十一日農商務省令第十六號
大正十二年四月三十一日農商務省令第十六號	大正十三年六月三十一日農商務省令第十七號
大正十五年七月三十一日農商務省令第十七號	昭和三年九月二十二日農商務省令第十七號
昭和三年七月二十二日農商務省令第十七號	昭和四年七月二十六日農商務省令第十七號
昭和八年十一月二十六日農商務省令第十七號	昭和八年十二月二十六日農務省令第十五號
昭和九年二月五日農務省令第十五號	

第二條ノ二 二以上ノ道府縣ニ營業所又ハ工場ヲ有スル製作者商工大臣ノ免許、許可若ハ認可ヲ受ケ又ハ商工大臣ニ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ出願又ハ届出ヲ經由シタル地方長官ヲ除クノ外關係地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ度量衡法施行令第九條但書ノ規定、其ノ準用ノ規定又ハ本則第十三條第一項若ハ第三十三條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ届書ニハ願書及其ノ附屬書類、免許狀、許可書又ハ認可書ノ寫ヲ添附スヘシ

第三條 地方長官出願ニ付處分ヲ爲サムトスル場合ニ於テ工場ノ所在地カ其ノ管轄ニ屬セサルトキハ其ノ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ協議スヘシ

第三條ノ二 度量衡法施行令第一條ノ四ノ規定ニ依リ計量ノ單位ノ倍數及分數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 力
 - 重量グラム
 - 重量ミリグラム
- 二 壓力
 - ミリバール
 - キロジュール
- 三 仕事
 - キロワット時
- 四 工率
 - ワット

- 一 重量グラムハ重量キログラムノ千分ノ一トス
- 一 重量ミリグラムハ重量キログラムノ百萬分ノ一トス
- 一 ミリバールハバールノ千分ノ一トス
- 一 キロジュールハ千ジュールトス
- 一 キロワット時ハ三千六百キロジュールトス
- 一 ワットハキロワットノ千分ノ一トス

第三條ノ三 度量衡法施行令第一條ノ三第一項第六號ノ規定ニ依ル溫度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一、三

三三三氣壓ヲ有スル定體積水素溫度計ニ依リ之ヲ表示ス

第三條ノ四 液體ノ密度ヲ計量スル「ボーム」度及「トワツデル」度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

一 「ボーム」度

$$D = \frac{141.3}{144.3 - B}$$

重液用

輕液用

$$D = \frac{144.3}{134.3 + B}$$

右算式中Bハ「ボーム」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

二 「トワツデル」度

$$D = \frac{200 + n}{200}$$

右算式中nハ「トワツデル」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

第三條ノ五 酒精ト水トノ混合液及純蔗糖ノ水溶液ノ含有成分ノ百分率ヲ密度ニ依リ表ハス場合ニ於テハ其ノ百分率ニ相當スル密度ノ値ハ第一表及第二表ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第三條ノ六 本則中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

第二章 免許

第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作又ハ修覆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ工

場ノ圖面ヲ添附シテ差出スヘシ

- 一 營業所（二以上ノ營業所アルトキハ主タ）及工場ノ位置
（ル營業所ニハ其ノ旨ヲ示スヘシ）
- 二 製作又ハ修復セムトスル度量衡器又ハ計量器ノ種類
- 三 製作又ハ修復ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數
- 四 起業目論見書

五 設備ノ完成期間
度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ營業所（二以上ノ營業所アルトキハ主タ）ノ位置ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

前二項ノ願書ニハ度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スヘシ

第五條 行政官廳ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ與ヘムトスルトキハ身元保證金ヲ供託通告書ヲ出願人ニ送付スヘシ

出願人供託通告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ日附ヨリ三十日以内ニ身元保證金ヲ供託スヘシ

出願人前項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサルトキハ行政官廳ハ其ノ出願ヲ無効トス

第六條 出願人身元保證金ヲ供託シタルトキハ其ノ受領證ヲ所轄地方長官ニ差出スヘシ

地方長官前項ノ受領證ヲ受取リタルトキハ受取證ヲ出願人ニ交付シ其ノ受領證ヲ保管スヘシ
地方長官度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ受取證ヲ交付シタルトキ又ハ前條第二項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサル者アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ報告スヘシ

第七條（削除）

第八條 身元保證金ノ供託アリタルトキハ行政官廳ハ免許狀ヲ出願人ニ交付スヘシ

第九條（削除）

第十條 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ二 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主タル營業所以外ノ營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク免許ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ

第十一條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三條第一項ニ該當セサル者ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得

前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀、相續人タルコトヲ證明スヘキ戸籍謄本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書ヲ添へ相續ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ

出願スヘシ

第十二條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ相續人被相續人ノ營業ヲ承繼セス若ハ承繼スルコトヲ得サルトキハ六十日以内ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ但シ隠居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ遲滞ナク其ノ再下附ヲ行政官廳ニ出願スヘシ
第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ遲滞ナク其ノ再下附ヲ行政官廳ニ出願スヘシ
氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添へ遲滞ナク免許狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十四條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關スル證明書ヲ添へ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

法定代理人其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添へ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

第十五條 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキハ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ

第十六條 製作者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許カ消滅シ若ハ第十二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ營業上所シタル度量衡器又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 製作者、修復者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修復シタル度量衡器又ハ計量器ナルコトヲ表示スル爲記號ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ記號ハ營業所カ二以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノタルコトヲ要ス
記號ニハ營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ

商工大臣ハ同一若ハ類似ノ記號ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 製作者又ハ修復者ハ其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製作又ハ修復ヲ爲スコトヲ得ス但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修復ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製作又ハ修復ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 製作者又ハ販賣者ハ其ノ營業所外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ販賣ヲ爲サムトスル場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 (削除)

第二十一條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修復ノ業ヲ營ママトスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ニ依リ修復ノ業ヲ營ム者ハ秤架及十ミリグラム乃至二十キログラムノ分銅ヲ付クヘシ

第二十二條 地方長官ハ隨時前條第二項ニ依リ販賣者ノ備付ケタル分銅ヲ検査シ其ノ器差度量衡法施行令第三表ノ公差ヲ超エタルモノニ付テハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ修復ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 製作者、修復者又ハ販賣者桿秤ノ取緒、皿紐、鉤紐又ハ錘絲ニシテ金屬ニ係ラサルモノノミノ修復ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ桿秤カ第四十九條ノ構造ニ適合セス又ハ其ノ器差度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ヲ超ユルモノナルトキハ其ノ修復ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條ノ二 特殊販賣者ハ其ノ開設スル薬局外ニ於テ目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條ノ三 特殊販賣者藥劑師ニ非サルトキ又ハ藥劑師ナルトキト雖モ自ラ其ノ業務ヲ管理セサルトキハ藥劑師ヲシテ之ヲ管理セシムヘシ但シ度量衡法施行令第三條第一項各號ノ一ニ該當スル藥劑師ヲシテ管理セシムルコトヲ得ス

第二十三條ノ四 度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請シ特殊販賣者名簿ニ登録ヲ受クヘシ

前項ノ登録ハ營業所毎ニ之ヲ受クルモノトス

第一項ノ登録ヲ申請スル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第二十三條ノ五 地方長官ハ特殊販賣者名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 氏名又ハ名稱 法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代理人ノ氏名ヲ附記スヘシ

- 二 營業所ノ位置

- 三 登録ノ年月日

- 四 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ氏名

- 五 度量衡法第十二條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止シタルトキハ其ノ事由、期間及年月日

第二十三條ノ六 第二十三條ノ四第一項ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出スヘシ

- 一 氏名又ハ名稱
- 二 營業所ノ位置
- 三 薬局開設ノ年月日
- 四 法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代理人ノ氏名
- 五 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ

藥劑師ノ氏名

前項ノ申請書ニハ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面、度量衡法施行令第六條ノ二第一項但書及第二項ニ關スル證明書並ニ第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ者ノ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面、同條但書ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スヘシ

第二十三條ノ七 地方長官特殊販賣者ノ登録ヲ爲シタルトキハ申請人ニ之ヲ通知ス
第二十三條ノ八 第二十三條ノ五第一號、第二號又ハ第四號ノ事項ニ變更アリタルトキハ特殊販賣者ハ遲滯ナク特殊販賣者名簿ノ訂正ヲ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ氏名又ハ名稱ヲ變更シタル場合(法定代理人又ハ第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシムル藥劑師ノ氏名ニ變更アリタル場合ヲ含ム)ニ在リテハ之ヲ證スル書面ヲ、法定代理人ヲ變更シタル場合ニ在リテハ度量衡法施行令第六條ノ二第二項ニ關スル證明書ヲ、第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシムル藥劑師ヲ變更シタル場合ニ在リテハ新管理人ノ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面及同條但書ニ關スル證明書ヲ添付スヘシ

第二十三條ノ九 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官ハ特殊販賣者ノ登録ヲ抹消スヘシ

一 登録ノ抹消ノ申請アリタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 特殊販賣者タル資格ヲ具ヘサルカ又ハ具ヘサルニ至リタルトキ

特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク登録ノ抹消ヲ地方長官ニ申請スヘシ

特殊販賣者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ親族ハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十三條ノ十 地方長官前條第一項第三號ノ規定ニ依リ登録ヲ抹消シタルトキハ登録ヲ抹消セラレタル者ニ之ヲ通知スヘシ

第二十三條ノ十一 特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ特殊販賣者タル資格ヲ具ヘサルニ至リタル場合ニ於テ其ノ業務上所持シタル目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條ノ十二 第十七條ノ規定ハ特殊販賣者ニ之ヲ準用ス

第三章 構造

第二十四條 度量衡法施行令第十條第一號ノ度量衡器又ハ計量器ノ構造ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 度器又ハ榭ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ二分ノ一、十分ノ

一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ倍數ノ十分ノ一、十倍若ハ百倍ト爲スヘシ

第二十六條 度量衡器又ハ計量器ニハ損傷ナク且損傷及伸縮シ難キ材料ヲ用ウベシ

第二十七條 度量衡器又ハ計量器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セサル方法ニ依リ明瞭ニ之ヲ附スヘシ

第二十八條 檢定證印ヲ附スヘキ度量衡器又ハ計量器ノ部分ハ附印ニ妨ナキ構造ト爲シ若シ其ノ部分カ附印シ難キ物質ナルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ部分ニ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ緊著スヘシ

第二十九條 (削除)

第二十九條ノ二 計量器ニ表記スヘキ計量ノ單位ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ用ウルコトヲ得

名 稱	重量キログラム	略 字
	重量グラム	G.W
力	キログラム	KG.W
	グラム	G
圧力	メートル又ハ氣壓	M.Bar Bar
	ミリメートル	又ハ Atm

(衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合)
 (ニ於テハKGヲ用ウルコトヲ得)
 (衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合)
 (ニ於テハGヲ用ウルコトヲ得)

平方センチメートルニ付重量キログラム

仕事 ジュール

溫度 度又ハ攝氏度

°C J KG.Pr.□cm

(單ニ攝氏度ニ依ル目盛ナルコトヲ表記) (スル場合ニ於テハCヲ用ウルコトヲ得)

前項以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用ウルコトヲ得

生絲織度檢定器ニ表記スヘキ生絲織度ノ名稱ハDノ略字ヲ用ウルコトヲ得

第三十條 製作者、修復者、販賣者又ハ特殊販賣者其ノ製作、輸入、移入又ハ修復シタル度量衡器又ハ計量器ニハ第十七條ニ依リ届出テタル記號ヲ表記スヘシ但シ板狀分銅及修復シタル錘若ハ増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十八條及前條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

度 器

一 度器ノ材料ハ曲リ尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬直尺、縮尺及疊尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨、「セルロイド」又ハ彈性アル竹、木若ハ金屬卷尺ニ在リテハ鋼鐵、麻又ハ竹鏈尺ニ在リテハ鋼鐵ヲ用ウヘシ

- 二 木製又ハ竹製ノ度量器ノ厚ハ其ノ最厚キ部分ニ於テ疊尺、卷尺及縮尺ニ在リテハ一、五ミリメートル以上其ノ他ノモノニ在リテハ全長五センチメートル以上ノモノハ二ミリメートル以上全長一メートル以上ノモノハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ
- 三 徑ヲ度ルニ用ウル直尺ノ本枝、副枝曲リ尺及直角形ノ縮尺ノ角度ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ
- 四 麻製卷尺ハ其ノ全長五メートルヲ超エタルモノニ在リテハ五メートルニ付二キログラムノ重量ヲ以テ強カヲ加フルモ十ミリメートル以上ノ伸張ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 五 分離シ得サル構造ノ疊尺又ハ連接直形ノ縮尺ノ連接部ハ容易ニ緩ミ難キ構造ト爲スヘシ
- 六 鏈尺及線狀ノ卷尺ノ目盛又ハ目盛ノ標識ハ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ附著シテ之ヲ爲スヘシ
- 七 縮尺ニハ其ノ目盛ノ表示スル値ヲ其ノ目盛ニ縮尺以外ノ度量器ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ表記スヘシ但シ各段ノ目盛ノ表示スル値カ同一ナルトキ又ハ其ノ全長カ同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央部一箇所ニ表記スルコトヲ得
- 八 分離シ得ヘキ構造ノ度量器ニハ番號ヲ附スヘシ其ノ番號ハ各部分同一ナルコトヲ要ス

量器

秤及斗概

- 一 秤ノ材料ニハ金屬、陶器、磁器、玻璃、檜、楸、羅漢柏、姫子松又ハ石炭酸樹脂ヲ用ウヘシ但シ
- 液用秤ニ在リテハ全量五リットル未満ノモノ其ノ他ノ秤ニ在リテハ全量一デシリットル未満ノモノニハ木材ヲ全量五リットル以上ノ木製液用秤ニシテ漆塗ニ非サルモノニ在リテハ檜ノ柁目板ノ外之ヲ用ウルコトヲ得ス
- 二 斗概ノ材料ニハ櫻又ハ樫ノ如キ堅キ木材ヲ用ウヘシ
- 三 木製液用秤ノ材料ハ液類ノ浸透シ難キモノヲ用ウヘシ
- 四 玻璃製秤ノ材料ニハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 五 木製秤ノ材料ノ厚ハ全量五リットル以上ノモノニ在リテハ十五ミリメートル以上全量二リットル又ハ一リットルノモノニ在リテハ七ミリメートル以上全量五デシリットル以下ノモノニ在リテハ五ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ之ト同等以上ノ耐力アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 六 石炭酸樹脂製秤ノ材料ニハ其ノ秤ニ四「パーセント」ノ錯酸水溶液ヲ容レ之ニ三十分間攝氏四十分度ノ溫度ヲ保タシムルニ其ノ液中ニ石炭酸及「フオルマリン」ヲ溶出セサルモノヲ用ウヘシ
- 七 木製秤ノ木材ハ同種ノモノヲ用ウヘシ但シ穀用又ハ雜用ノモノノ底板ハ此ノ限ニ在ラス
- 八 一リットル以上ノ金屬製秤ノ厚ハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ材料ヲ二重ト爲ス場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

- 九 枳ノ形状ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノハ圓錐形ト爲スコトヲ得
- 十 目盛アル玻璃製枳以外ノ圓錐形枳ノ全量ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深ハ之ヲ同一ト爲スヘシ金屬製枳ノ徑ハ全量ニリツトル以下ノモノニ在リテハ深ノ二分ノ一全量五デシリツトル以下ノモノニ在リテハ深ノ二倍ト爲スコトヲ得
- 十一 前號ノ徑ハ玻璃製枳、陶器枳、磁器枳及珮瑯塗リ枳ニ在リテハ四ミリメートル以下其ノ他ノ枳ニ在リテハ二ミリメートル以下ヲ増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深ハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 十二 目盛アル玻璃製枳、目盛ナキ玻璃製ノ圓錐形枳、陶器若ハ磁器ノ圓錐形枳ノ徑ハ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ヨリ大ニスルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製ノ圓錐形枳ノ徑ハ深ノ三分ノ一ヨリ小ナラサルモノト爲スヘシ
- 十三 (削除)
- 十四 (削除)
- 十五 枳ノ口縁、側面及底部ハ容易ニ變形セサル構造ト爲シ其ノ口縁ヲ以テ全量ト爲スモノニ在リテハ其ノ口縁ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 十六 銅製又ハ銅ノ合金製ノ枳及鐵製枳ハ其内面ニ錫、「ニツケル」、「アルミニウム」、珮瑯其ノ他枳ノ腐蝕ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ鍍着スヘシ

十七 (削除)

十八 全量十リツトル以上ノ木製枳ノ側板又ハ底板ヲ繼合ハストキハ合釘ヲ用ウヘシ

十九 木製穀用枳ノ口縁ヨリ外側ノ上部ニハ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ繼目ナキ鐵板ヲ被ヒ其ノ底板ヲ嵌メ込ミタル位置ニ於ケル外側ニハ鐵帶ヲ緊束シ側板ヲ通シテ底板ニ之ヲ釘著シ全量十リツトル以上ノモノニ在リテハ尙其ノ底ノ外面ニハ繼目ナキ二箇ノ鐵帶ヲ交叉セシメ其ノ各鐵帶ノ兩端ハ外側ヲ通シテ其ノ上部ニ於ケル鐵板ノ下ニ挿入シテ之ヲ緊著シ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ方法ニ依リ底部ヲ堅牢ナル構造ト爲スヘシ

二十 (削除)

二十一 (削除)

二十二 鐵縁又ハ鐵帶ヲ附着スル爲螺旋釘ヲ用ウルトキハ扨戻シ難キ構造ト爲スヘシ

二十三 金屬製枳、陶器枳又ハ磁器枳ニハ其ノ内面ニ目盛ヲ爲スコトヲ得但シ金屬製枳ノ全量以外ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二十四 口徑底部徑ヨリ小ナル圓錐形枳ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得ス

二十五 金屬製又ハ木製ノ液用枳ニハ其ノ側板ニ幅三十ミリメートル以上ノ玻璃板ヲ挿入シテ之ニ目

盛ヲ爲シ又ハ堅牢ナル構造ニ依リ玻璃管ヲ連結シ之ニ目盛ヲ爲スコトヲ得

二十五 榑ニ玻璃管ヲ連結シテ目盛ヲ爲シタル場合ニ在リテハ玻璃管以外ノ部分ノ徑及深ハ其ノ榑ノ全量ニ付第十號ノ寸法ヲ下ラサルコトヲ要ス

二十六 榑ノ底部ニ排出口ヲ設ケタルモノニ在リテハ零位ヲ表示スル目盛ヲ附スヘシ

二十七 全量一リツトル以上ノ榑ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周又ハ其ノ周ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル装置アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二十八 全量一リツトル未滿ノ榑ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周ノ五分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ

二十九 榑ノ最小目盛間ノ距離ハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ

三十 榑ニハ注口、把手又ハ趾ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ハ全量二十リツトル以下ノモノニ在リテハ全量ノ百分ノ一以下全量二リツトル以下ノモノニ在リテハ全量ノ五十分ノ一以下全量二デシリツトル以下ノモノニ在リテハ全量ノ三十分ノ一以下ト爲スヘシ

三十一 榑ニ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ノ割合ニ應シテ第十號ニ依ル深ヲ減シ其ノ注口ノ口縁ハ榑ノ口縁ノ高ト同一ト爲スヘシ但シ全量ノ目盛アル榑ニ注口ヲ附スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十一ノ二 斗概ハ之ヲ心抜ト爲スコトヲ得ス

三十二 榑ノ口縁ニ接觸スル斗概ノ面ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ

三十三 榑ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙木製液用榑ニハ液用ノ文字ヲ表記スヘシ

三十三ノ二 目盛アル玻璃製ノ圓錐形榑ニハ榑ノ文字ヲ表記スヘシ

三十四 (削除)

化學用量器

一 化學用量器ノ容量ハ其ノ量器カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ

二 化學用量器ニ用ウル玻璃ハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ

三 化學用量器ノ目盛ヲ爲ス部分ハ之ヲ圓錐形ト爲スヘシ

四 「メスフラスコ」及「メスシリンドル」ハ之ヲ水平面上ニ置キタルトキ其ノ目盛ヲ爲セル部分カ鉛直トナルコトヲ要ス

五 化學用量器ノ内側面ハ排水ノ場合ニ於テ殘溜ヲ生セサル構造ト爲スヘシ

六 「メスフラスコ」ノ目盛アル部分ノ内徑ハ五ミリメートル以上ニシテ左ノ定限以内ナルコトヲ要ス

種	類	内	徑	種	類	内	徑
十立方センチメートル			八	二百五十立方センチメートル			一五
二十五立方センチメートル			八	五百立方センチメートル			二〇
五十立方センチメートル			一〇	千立方センチメートル			二〇
百立方センチメートル			一二	二千立方センチメートル			二五
二百立方センチメートル			一二				

七 全量ノミノ目盛アル「ビペツト」ノ吸入管ノ長ハ百三十ミリメートル以上其ノ排出管ニシテ目盛アルモノノ長ハ六十ミリメートル以上三百ミリメートル以下其ノ目盛ナキモノノ長ハ三十ミリメートル以上三百ミリメートル以下ト爲スヘシ

八 全量ノミノ目盛アル「ビペツト」ノ吸入管及排出管ノ目盛アル部分ノ内徑ハ六ミリメートル以下ト爲スヘシ

九 全量ノミノ目盛アル「ビペツト」ハ其ノ全量十立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ十二秒以上一分以内全量百立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ二十秒以上一分以内全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ三十秒以上一分以内ニ其ノ全量ノ水ヲ排出スル構造ト爲スヘシ

十 「ピュレツト」、「ビペツト」及「メスシリンドル」ノ目盛ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ「ビペツト」ニハ全量ノミノ目盛ヲ爲スコトヲ得

種	類	目	盛	種	類	目	盛
二立方センチメートル以下		立方センチメートルノ百分ノ一分ノ一、二十分ノ一又八十	二百立方センチメートル以下			一立方センチメートル、二立方センチメートル又ハ五立方センチメートル	
五立方センチメートル以下		立方センチメートルノ十分ノ一又五分ノ一	五百立方センチメートル以下			二立方センチメートル、五立方センチメートル又ハ十立方センチメートル	
十立方センチメートル以下		立方センチメートルノ二十分ノ一、十分ノ一又ハ五分ノ一	千立方センチメートル以下			五立方センチメートル又ハ十立方センチメートル	
五十立方センチメートル以下		立方センチメートルノ十分ノ一、五分ノ一、二分ノ一又ハ一立方センチメートル	二千立方センチメートル以下			十立方センチメートル又ハ二十立方センチメートル	
百立方センチメートル以下		立方センチメートルノ五分ノ一、二分ノ一、一分ノ一又ハ二立方センチメートル					

十一 化學用量器ノ目盛ニハ色ヲ施シ其ノ最小目盛間ノ距離ハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ

十二 化學用量器ノ目盛ノ幅ハ最小目盛間ノ距離ノ十分ノ一以下ト爲シ〇、二ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ全量ノミノ目盛アルモノニ在リテハ〇、四ミリメートル以下〇、二ミリメートル以上ト爲スヘシ

十三 化學用量器ノ全量ノ目盛ハ「メスフラスコ」及全量ノミノ目盛アル「ビベット」ニ在リテハ之ヲ全周ニ附シ其ノ他ノモノニ在リテハ全量及十箇毎ノ目盛ハ之ヲ全周ノ五分ノ一以上ニ附スヘシ

十四 「メスフラスコ」ノ目盛ハ全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ六十ミリメートル以上下端ヨリ二十ミリメートル以上ノ場所ニ全量百立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ三十ミリメートル以上下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十五 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ上端ヨリ百ミリメートル以上其ノ下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ排出管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ兩端ヨリ三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十六 全量及全量以外ノ目盛アル「ビベット」及「ビュレット」ノ最高ノ目盛ハ管ノ上端ヨリ五十ミリメートル以上最低ノ目盛ハ「ビベット」ニ在リテハ其ノ尖端ヨリ「ビュレット」ニ在リテハ其ノ排栓ノ連接部ヨリ各三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十六ノ二 「メスシリンドル」ノ徑ハ其ノ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ノ四分ノ一以下ノモノト爲スヘシ

十七 化學用量器ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ

十七ノ二 「メスシリンドル」ニハ *messcylinder* ノ文字ヲ表記スヘシ

十八 「メスフラスコ」ニシテ受用ノモノニハ受又ハE其ノ出用ノモノニハ出又ハAノ文字ヲ附記スヘシ

瓦斯「メートル」

一 瓦斯「メートル」ハ乾式又ハ濕式ト爲スヘシ

二 瓦斯「メートル」ノ外函ハ金屬製ト爲シ其ノ外部ヨリ容易ニ内部ノ機械又ハ其ノ作用ヲ變更シ得サルモノト爲スヘシ

三 瓦斯「メートル」ニ一定ノ壓力ノ瓦斯ヲ通過セシメ其ノ排出スル瓦斯ニ點火シタル場合ニ其ノ火焰ニ煽リヲ生セサルモノト爲スヘシ

四 瓦斯「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號

ロ 製作、輸入、移入又ハ修覆ノ番號（修覆ノ番號ハ製作、輸入、移入又ハ修覆番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り之ヲ附スヘシ）

ハ 計量囊又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量

ニ 「アセチリン」瓦斯ノ計量ニ使用スルモノニハ其ノ旨ノ表示

五 瓦斯「メートル」ニハ其ノ大サノ種別ヲ表示スル爲慣行ニ依リ燈數又ハ一時間ノ瓦斯ノ通過量ヲ

表記スルコトヲ得

- 五ノ二 乾式瓦斯「メートル」ハ前各號ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス
- イ 計量囊ノ伸縮ヲ爲ス部分ニハ揮發シ難キ油ヲ塗布シタル柔軟ナル革ニシテ容易ニ漏洩若ハ硬化セサルモノ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ材料ヲ用ウヘシ
- ロ 「フラツグロツド」ト「フラツグ」又ハ「リンク」トノ取附ケ部分ハ嵌メ込ミト爲シ且鐵及止メ銀ヲ以テ緊著シテ離脱シ難キ構造又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ構造ト爲スヘシ
- 六 濕式瓦斯「メートル」ハ前各號（第五號ノ二ヲ除ク）ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス
- イ 水面調整裝置ヲ附スヘシ
- ロ 据附方ニ依リ計量ニ差ヲ生スルモノニハ水平ヲ定ムル裝置ヲ附スヘシ
- 七 前金瓦斯「メートル」ハ前各號ニ依ルノ外之ニ投入スル貨幣ノ種類ト通過瓦斯量トヲ表記シ且其ノ表記ニ相當スル瓦斯量ヲ通過スル構造ノモノト爲スヘシ
- 水量「メートル」
- 一 水量「メートル」ハ一平方センチメートルニ付十七キログラム五ノ水壓ニ耐フルモノト爲スヘシ
- 二 左ノ種類ノ水量「メートル」ハ各少クトモ左ノ流速ニ於テ其ノ器差檢定公差ヲ超エサルモノト爲スヘシ

スヘシ

種	類	流	速
口徑 十三ミリメートル以下		一時間ニ付	百八十リットル
口徑 十六ミリメートル以下		一時間ニ付	二百二十リットル
口徑二十五ミリメートル以下		一時間ニ付	三百リットル

- 三 水量「メートル」ノ外函ノ接續部分ハ容易ニ分離シ得サルモノト爲スヘシ 但シ濕式以外ノ水量「メートル」ノ表示盤ノ蓋ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 圓盤式ノ水量「メートル」ニ在リテハ其ノ入口ニ塵除ヲ附スヘシ
- 五 口徑二十五ミリメートルヲ超ユル水量「メートル」ニ副管ヲ設ケ之ニ口徑小ナル水量「メートル」ヲ附シタル場合ニ於テハ本管ニハ自働瓣ヲ附スヘシ
- 六 水量「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ
- イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號
- ロ 番號
- ハ 口徑

ガソリン量器

- 一 定量装置（計量筒、溢出管、規制子、計量室其ノ他ノ量ヲ決定スル部分ヲ謂フ以下同シ）ニハ磨滅、腐蝕、溶解又ハ變形シ難キ材料ヲ用フヘシ
 - 二 定量装置中緊著部又ハ連接部ハ緩ミ又ハ移動シ難キ構造ト爲スヘシ
 - 三 定量装置ノ各部ハ容易ニ漏洩シ難キ構造ト爲スヘシ
 - 四 液面視定ニ依ル構造ト爲スコトヲ得ス
 - 五 溢出管ヲ有スルモノニ在リテハ水平ヲ定ムル装置ヲ附スヘシ
 - 六 計量筒ヲ有セサルモノニ在リテハ計量室ノ入口ニ塵漉ヲ附スヘシ
 - 七 見易キ部分ニ左ノ事項ヲ表記スヘシ
 - イ 計量筒ヲ有スルモノニ在リテハ計量筒ノ全量但シ二箇以上ノ計量筒ヲ交互ニ作用セシメテ計量スルモノニシテ表示器（積算計ヲ除ク）ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ表示器ノ最大指示量
 - ロ 計量筒ヲ有セサルモノニ在リテハ表示器（積算計ヲ除ク）ノ最大指示量
 - ハ 番 號
 - 八 規制子又ハ表示器ニハ量ヲ示ス數字ヲ附スヘシ
- 衡 器

- 一 秤ハ安定ノモノト爲スヘシ但シ上皿天秤若ハ臺秤ニシテ秤量五十キログラム以上ノモノ又ハ自働秤ニ在リテハ不安定ノモノト爲スコトヲ得
- 一ノ二 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆ニハ強硬ナル金屬ヲ用ウヘシ
- 二 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆上ニ於ケル支點ヲ爲ス双、双受、承軸及關節又ハ双蓋ニハ之ニ負フ重量ノ大小及秤ノ秤量ノ大小ニ應シテ適當ナル硬度ヲ有スル鋼鐵又ハ石其ノ他秤カ作用ヲ爲ストキ摩擦ヲ生スル重要部分ニハ硬キ金屬ヲ用ウヘシ
- 三 緒紐ノ材料ニハ金屬、革又ハ強靱ナル絹絲、麻絲若ハ綿絲ヲ用ウヘシ
- 四 分銅、錘又ハ増錘ノ物質ハ白金、金、銀、「アルミニウム」、「ニッケル」、白銅、真鍮、青銅、銅、鐵又ハ玻璃ヲ用ウヘシ但シ重量二百グラム未満ノモノニハ鐵ヲ用ウルコトヲ得ス
- 五 分銅ノ形狀ハ之ヲ臺形又ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ重量五百ミリグラム以下ノモノ及玻璃製ノモノニ在リテハ之ヲ板狀ト爲スコトヲ得
- 六 桿、横杆又ハ臺ニ嵌入スル双及承軸ハ容易ニ離脱又ハ移動セサル構造ト爲スヘシ
- 七 双ハ凹凸ナク双受ノ面ハ平滑ナルコトヲ要ス
- 八 双受ヲ圓形ト爲ス場合ニ在リテハ繼目ナキ構造ト爲スヘシ
- 九 目盛アル秤ニハ直點又ハ標點一箇以上ヲ其ノ桿上又ハ見易キ位置ニ表示スヘシ但シ秤量五百キロ

グラム以上ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十 安定ト爲シタル秤ニハ桿ノ位置又ハ感量ヲ規定スル爲度表若ハ睨ミヲ設クヘシ但シ桿休メアルモノ又ハ桿秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十一 安定ト爲シタル秤ニハ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ヲ附スヘシ但シ秤量ノ千分ノ一以上ノ目盛アル桿秤、上皿天秤及双受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十二 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ度量衡法施行令第三條ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ

十三 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ

十四 安定ト爲シタル秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ナキモノハ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ睨ミカ一致シ若ハ其ノ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以内掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減シテ其ノ睨ミカ一致シ若ハ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ

十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一箇ト爲スヘシ

十六 天秤、秤量ノ千分ノ一未滿ノ目盛アル桿秤、上皿桿秤竝安定ト爲シタル臺秤及自働秤ニハ水平

ヲ定ムル装置ヲ爲スヘシ但シ懸垂シテ使用スル構造ノ秤又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ノ臺秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ

十八 桿秤ノ支點ハ之ヲ二箇以下ト爲シ其ノ二箇ノ場合ニ在リテハ秤ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ双受ハ支點毎ニ之ヲ附スヘシ

十九 桿秤ノ双及双受ハ其ノ桿ヲ上下各四十五度ニ搾ルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ

二十 桿ノ最小目盛間ノ距離ハ臺秤ニ在リテハ之ヲ一、五ミリメートル以上上皿桿秤及秤量五百グラムヲ超エタル桿秤ニ在リテハ之ヲ一ミリメートル以上五百グラム以下ノ桿秤ニ在リテハ之ヲ〇、五ミリメートル以下ト爲スヘシ

二十一 (削除)

二十二 分銅、錘、増錘及増錘臺ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方法ニ依リ金屬ヲ填充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ填充物ノ重量ハ増錘臺ヲ除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス

二十三 前號ニ依ル填充物ノ穿孔ハ容易ニ離脱シ又ハ振戻シ得サル方法ニ依リ之ヲ緊塞スヘシ
 二十四 分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ト證印ヲ附シ若ハ填充物ノ穿孔ヲ緊塞スル爲、爲シタル象眼ノ面
 ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス
 二十五 秤量二千キログラム以下ノ臺秤又ハ上皿桿秤ハ定量増錘附ト爲シ且其ノ秤量ハ左ノ定語ニ依
 ルヘシ但シ特殊ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

臺 秤

二千キログラム	千五百キログラム
千キログラム	七百五十キログラム
五百キログラム	二百五十キログラム
百五十キログラム	百キログラム
五十キログラム	二十キログラム
上皿桿秤	
十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	

二十五ノ二 定量増錘ノ掛量ハ左ノ定限ニ依ルヘシ

千キログラム	五百キログラム
二百キログラム	百キログラム
五十キログラム	二十キログラム
十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	二百グラム
百グラム	五十グラム

二十五ノ三 定量増錘ノ重量ト掛量トノ比ハ臺秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ二百分ノ一、百分ノ

一又ハ五十分ノ一上皿桿秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ五分ノ一ト爲スヘシ

二十五ノ四 秤量五十グラム以上ノ桿秤ニ限り定量増錘附ノモノト爲スコトヲ得

定量錘附ノ桿秤ノ秤量ト定量錘ノ重量トノ比ハ秤量三十キログラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分
 ノ五秤量五百グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ六秤量五十グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ
 百分ノ十ト爲スヘシ

二十六 安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ臺秤及上皿桿秤ニ在

リテハ桿ノ末端ニ於テ上下各二ミリメートル以上桿秤ニ在リテハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自働秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ睨ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ睨ミカ一、五ミリメートル以上ノ移動ヲ其ノ靜止體ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ

二十六ノ二 不安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ其ノ桿カ桿休メ迄移動シテ定著スル構造ト爲スヘシ

二十七 秤ニハ定量増錘付ノ臺秤及上皿桿秤竝分離シ得ヘキ部分ノ附屬セサルモノヲ除ク外製作、輸入又ハ移入ノ番號其ノ修覆シタルモノニ付テハ製作、輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り修覆ノ番號ヲ其ノ桿ニ附スヘシ但シ天秤、上皿天秤、十分秤及自働秤ニハ支柱又ハ臺ニ之ヲ附スルコトヲ得

二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ臺ノ上面若ハ側面又ハ支柱ニ表記スヘシ

二十九 臺秤ニハ其ノ秤量ヲ臺ノ上面ノ縁ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ定量増錘付ノモノニシテ其ノ増錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ

三十 上皿桿秤ニハ秤量ヲ其ノ桿ニ盛止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ桿秤ニハ盛出量、秤量及掛量ヲ

其ノ量ヲ表示スル目盛ニ自働秤ニハ秤量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛又ハ其ノ臺ニ之ヲ附記スヘシ但シ桿秤ノ秤量ハ之ヲ盛出量ト併記スルコトヲ得

三十ノ二 上皿桿秤ニシテ定量増錘付ノモノニハ桿又ハ臺ニ桿秤ニシテ定量錘付ノモノニハ桿ニ定錘ノ文字ヲ表記スヘシ

三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ臺ニ表記スヘシ

三十二 (削除)

三十三 分銅ニハ重量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五ミリグラム以下ノモノニ在リテハ1、2、5ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス

- 五ミリグラム 六角形
- 二ミリグラム 三角形
- 一ミリグラム 四角形
- 〇、〇二カラット 圓形
- 〇、〇一カラット 三角形

三十四 増錘ニハ掛量ヲ其ノ上面ニ尙定量増錘ニハ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ

大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ定錘ノ文字ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ

三十五 桿ヨリ分離シ得ヘキ錘、増錘、増錘臺及皿ニハ桿ト同一ノ番號ヲ表記スヘシ但シ定量錘及定量増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十六 前號ノ錘ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ側面ニ尙定量錘ニハ定錘ノ文字ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ

三十七 (削除)

第三十一條ノ二 計量器ノ構造ハ第二十六條乃至第二十八條、第二十九條ノ二及第三十條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

計 壓 器

一 「ブルドン」管又ハ波狀板ヲ用キタル計壓器ニハ檢定證印ヲ附スル爲其ノ上部又ハ側面ニ針金及金屬片ヲ附スヘシ

二 「ブルドン」管又ハ波狀板ヲ用キタル計壓器ハ容易ニ内部ノ機械又ハ作用ヲ變更シ得サル構造ト爲スヘシ但シ前號ノ金屬片ニ檢定證印ヲ附スルニ依リ封緘シ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 計壓器ニハ壓力ノ單位ヲ表記スヘシ

浮 秤

一 浮秤ノ目盛ハ其ノ浮秤カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ但シ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二 浮秤ノ目盛ノ値ハ水際ノ上縁ニ於テ之ヲ視定スルモノト爲スヘシ但シ特ニ視定スル方法ヲ表記スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三 浮秤ノ目盛間ノ距離ハ五ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

四 牛乳ノ密度ヲ計量スルニ用ウル浮秤ニハ牛乳ノ密度ヨリ一ヲ減シテ千倍シタル目盛ヲ爲スコトヲ得

五 浮秤ニハ其ノ用途又ハ目盛ノ種類ヲ表記スヘシ但シ密度ノ値ノ目盛ヲ爲スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

溫 度 計

一 溫度計ニハ零點降下、經年變化、水銀切れ、示度ノ視定困難其ノ他計量ニ支障ヲ生シ難キ材料ヲ用ウヘシ

二 溫度計ノ目盛間ノ距離ハ五ミリメートル以下ト爲スヘシ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在

ラス

- 三 溫度計ノ目盛ノ値ハ目盛ノ位置迄其ノ溫度ヲ保タシメタル場合ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ溫度ヲ保
タシムヘキ部分ヲ表示スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 體溫計ニハ少クトモ三十五度乃至四十二度ノ目盛ヲ附スヘシ
- 五 板附溫度計ノ管ハ移動シ又ハ容易ニ取り外シ得サルモノト爲シ且其ノ上端ノ部分ハ外部ヨリ見易
キ構造ト爲スヘシ
- 六 乾濕計ニ於ケル各溫度計ノ示度ノ差ハ〇、五度ヲ超エサルモノト爲スヘシ
- 七 溫度計ニハ單位ノ種類ヲ表記スヘシ

生絲織度檢定器

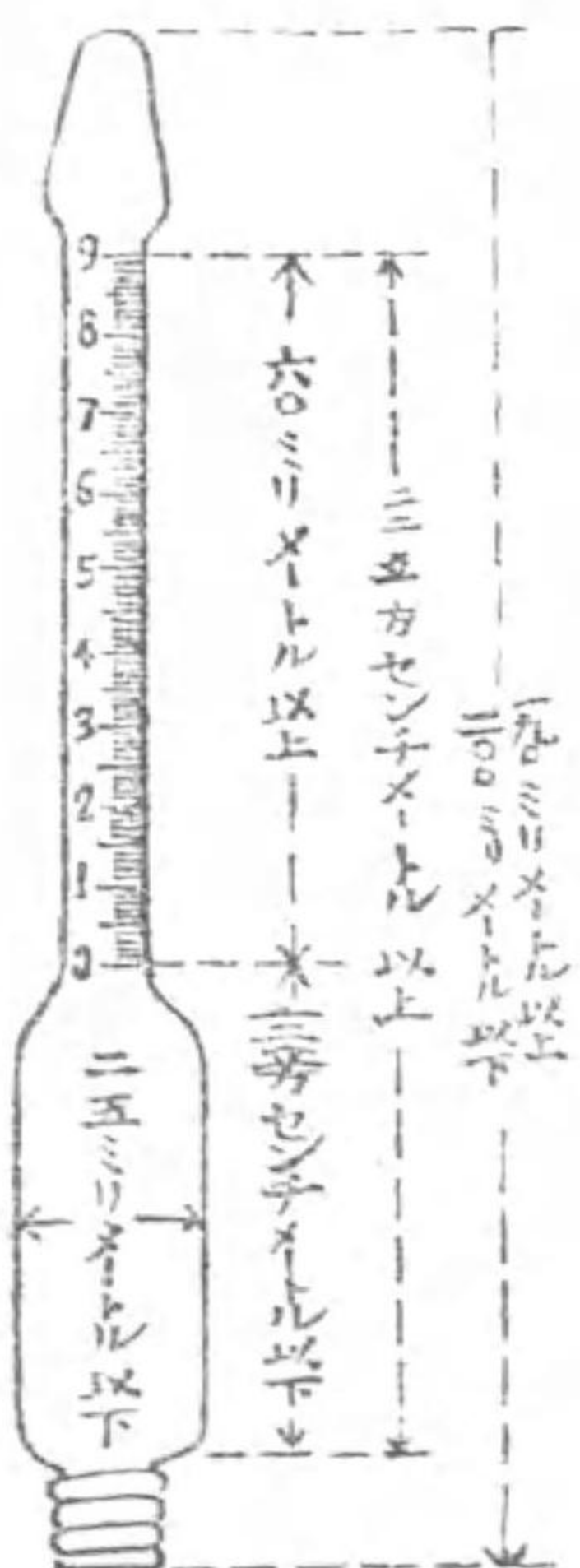
- 一 檢尺器ノ絲枠ノ周圍ハ正六角形ヲ保チ得ルモノト爲シ其ノ周ノ長サハ一、一二五メートルト爲ス
ヘシ
- 二 檢尺器ノ回轉器ニハ絲枠ノ一回ノ計畫ニ於ケル回轉數ヲ表記スヘシ
- 三 檢位衡ニハ之ニ適應スヘキ檢尺器ニ於ケル回轉數ヲ表記スヘシ
- 四 第三十一條衡器ノ規定中第一號但書ヲ除クノ外自働秤ニ關スル規定ハ檢位衡ニ之ヲ準用ス
- 五 織度分銅ノ形狀ハ之ヲ圓壘形又ハ板狀ト爲スヘシ

六 織度分銅ニハ其ノ重量ヲ織度ノ名稱ニ依リ上面又ハ側面ニ表記スヘシ但シ左ノ織度及形狀ノモノ
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 〇、一織度 六角形 〇、〇五織度 五角形
- 〇、〇二織度 四角形 〇、〇一織度 橢圓形

乳 脂 計

- 七 第三十一條衡器ノ規定中第五號及第三十三條ヲ除クノ外分銅ニ關スル規定ハ織度分銅ニ之ヲ準用ス
- 一 乳脂計ノ容量ハ其ノ乳脂計カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ
- 二 乳脂計ニ用ウル玻璃ハ硬質ノモノタルヘシ
- 三 乳脂計ノ目盛ノ數ハ九十ト爲シ其ノ最小目盛間ノ容量ハ〇、〇二五立方センチメートルト爲スヘシ
- 四 乳脂計ノ構造ハ前各號ノ外尙左ノ圖面ニ依ルヘシ



度量衡法施行細則

第四章 檢 定

第三十二條 度量衡器又ハ計量器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ本則ニ定ムル書式ニ依リ檢定請求書ヲ作り之ニ度量衡器又ハ計量器ヲ添ヘ甲種檢定ニ屬スル度量衡器及計量器ニ在リテハ中央度量衡檢定所ニ乙種檢定ニ屬スル度量衡器ニシテ其ノ請求者カ製作者、修覆者又ハ販賣者ナル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル檢定所ニ之ヲ差出スヘシ

檢尺器ニ付テハ其ノ絲棒ト回轉器ト各列ニ檢定ヲ請求スルコトヲ得

第三十三條 度量衡器又ハ計量器カ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ甲種檢定ニ屬スル度量衡器及計量器ニ在リテハ商工大臣乙種檢定ニ屬スル度量衡器ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ檢定請求書ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ニ依リ商工大臣ニ差出スヘキ書類ハ之ヲ中央度量衡檢定所ニ提出スヘシ

第一項ノ出願ヲ許可セラレタル者ハ當該官吏ノ旅費其ノ他檢定ニ要スル費用ヲ負擔スヘシ

第三十四條 行政官廳ハ檢定ノ請求アリタル度量衡器又ハ計量器ニ付必要アリト認ムルトキハ前條ノ手

續ヲ爲スコトヲ其ノ請求者ニ命スルコトヲ得

第三十五條 度量衡法施行令第九條但書ノ規定又ハ其ノ準用ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ度量衡器又ハ計量器ノ種類、物質、箇數、許可ヲ受ケムトスル事由及其ノ輸出若ハ移出セムトスルモノニ在リテハ注文者又ハ荷受人ノ住所氏名、輸出若ハ移出ノ時期ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ出願ニ付其ノ度量衡器又ハ計量器ノ標本、製作材料其ノ他必要ナル物件又ハ書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

出願人第一項ニ依ル出願ニ對スル許可ノ條件ニ違背シタルトキハ商工大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十六條 度量衡器又ハ計量器ヲ所有又ハ所持スル者ハ度量衡法第七條第一項ノ規定又ハ其ノ準用ノ規定ニ該當セサル場合ト雖其ノ檢定ヲ請求スルコトヲ得

第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」、水量「メートル」及ガソリン量器ノ檢定ノ有効期限ハ檢定證印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ瓦斯「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水量「メートル」及ガソリン量器ニ在リテハ六年ノ末日トス

第三十七條 檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ左ノ部分ニ檢定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

- 一 度量器
目盛ノ各段ノ一端（帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分）及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部
全量ヲ表記シタル磅及金屬製榭若ハ木製榭ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口
- 二 榭及化學用量器
切 口
- 三 斗 概
乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部濕式ノモノニ在リテハ前板尙前金「メートル」ニ在リテハ前金拂裝置ノ連接部
- 四 瓦斯「メートル」
外函ノ上部、副管ヲ設ケタルモノニ在リテハ各「メートル」ノ外函ノ上部
- 四ノ二 水量「メートル」
計量筒、規制子、計量室及表示器（檢定ノ有効期限ヲ表示スル檢定證印ハ計量筒又ハ表示器「計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ計量筒」）
- 四ノ三 ガソリン量器
桿ノ中央部又ハ其ノ附近
- 五 天秤、上皿天秤及十分秤
桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル磅、休ミノ把手ノ中央部、此例螺旋ノ緊著部及増錘臺ノ上面
- 六 臺 秤

- 七 上皿桿秤
桿ノ末端及増錘臺ノ上面
 - 八 桿 秤
直點ノ磅又ハ桿ノ末端
 - 九 自働秤
目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿上面、側面又ハ底面
 - 十 分 銅
上面又ハ側面
 - 七 錘又ハ増錘
- 第三十七條ノ二 檢定ニ合格シタル計量器ニハ左ノ部分ニ檢定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

- 一 計壓器
「ブルドン」管又ハ波狀板ヲ用キタルモノニ在リテハ其ノ上部又ハ側面ノ金屬片ノ部分、連通管ノモノ及浮ヲ用キタルモノニ在リテハ目盛面ノ上部
- 二 浮 秤
胴部又ハ目盛面ノ上部
- 三 溫度計
板附ノモノニ在リテハ目盛板及管ノ上部、板附以外ノモノニ在リテハ目盛面ノ上部
- 四 生絲織度檢定器
檢尺器ニ在リテハ絲棒ノ絲受ノ部分及回轉器ノ目盛盤、檢位衡ニ在リテハ目盛面、織度分銅ニ在リテハ上面

五 乳脂計

目盛面ノ上部

第三十八條 甲種檢定ニ合檢シタル度量衡器又ハ計量器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印、烙印、押印及腐蝕印

摺 附 印

イ 六ミリメートル平方

イ 二十四ミリメートル平方

ロ 三、六ミリメートル平方

ロ 十二ミリメートル平方

ハ 一、八ミリメートル平方

ハ 六ミリメートル平方

ニ 一、二ミリメートル平方

ニ 三ミリメートル平方

第三十九條

乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印、押印及腐蝕印

烙印及摺附印

イ 三、六ミリメートル平方

イ 十二ミリメートル平方

ロ 一、八ミリメートル平方

ロ 六ミリメートル平方

ハ 一、二ミリメートル平方

ハ 三ミリメートル平方



第三十九條ノ二

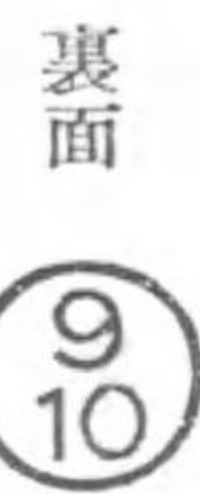
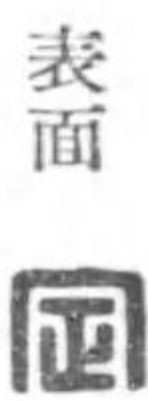
檢定ノ有効期限ヲ表示スル檢定證印ハ左ノ雛形ニ依ル

一 瓦斯「メートル」



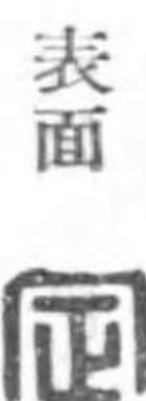
(數字ノ左方ハ年、右方ハ月ヲ示ス)

二 水量「メートル」



(數字ノ上方ハ年、下方ハ月ヲ示ス)

三 ガソリン量器



裏面 18 7

(數字ノ上方ハ年、下方ハ月ヲ示ス)

又ハ



(數字ノ左方ハ年、右方ハ月ヲ示ス)

第三十九條ノ三 水銀溫度計ノ檢定證印ニハ檢定ヲ爲シタル年ノ數字ヲ附記ス

第四十條 檢定消印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印及烙印



大	長徑	六ミリメートル	短徑	三、九ミリメートル
小	長徑	一、八ミリメートル	短徑	一、二ミリメートル

第四十一條 修覆シ又ハ三十六條ニ依リ請求アリタル衡器ノ檢定ノ場合ニ於テ檢定證印アル板狀分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニハ更ニ檢定證印ヲ附セス

前項ノ規定ハ織度分銅ニ之ヲ準用ス

第五章 使用及修覆ニ關スル制限

第四十二條 (削除)

第四十三條 木製榼ハ穀類用榼ニ非サレハ之ヲ穀類ノ計量ニ液用榼ニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 二十リツトル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量二十リツトル未滿ノ榼ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 榼ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓壺狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十六條 定量増錘附ニシテ秤量二千キログラム以下ノ臺秤又ハ定量増錘附ノ上皿桿秤ヲ使用スル場合ニハ其ノ秤量ノ二割迄ヲ超過シタル實量ノ計量ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 水平ヲ定ムル装置ヲ有スル度量衡器又ハ計量器ハ其ノ水平ヲ正スニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條ノ二 直點又ハ標點ヲ調整スル装置アル秤又ハ檢位衡ハ其ノ直點又ハ標點ヲ調整スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條ノ三 度量衡法施行令第九條第一項但書ノ規定ニ依リ水量「メートル」ノ修覆ノ許可ヲ受ケムトスル水道事業者ハ左ノ事項ヲ具シ商工大臣ニ之ヲ申請スヘシ

一 修覆場及検査場ノ位置

二 修覆及検査ニ關スル器具、機械及装置

三 一日ノ修覆及検査見込高

前項ノ許可申請書ニハ修覆場及検査場ノ圖面並水道條例ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第一項第二條ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第四十七條ノ四 度量衡法施行令第九條第二項ノ修覆ノ範圍ハ左ノ事項ヲ除キタルモノトス

- 一 翼車式ニ在リテハ翼車、内匣、目盛盤及外函ノ取換又ハ内匣ノ流入孔ノ修覆
 - 二 圓盤式ニ在リテハ圓盤、計量室、目盛盤及外函ノ取換
 - 三 「ウォルトマン」式ニ在リテハ「スクール」、「スクール」管、目盛盤及外函ノ取換
- 第四十七條ノ五 水道事業者度量衡法施行令第九條ノ規定ニ依リ水量「メートル」ヲ修覆シタルトキハ度量衡法施行令第十條第一號ノ規定ニ準シ検査ヲ行ヒ且之カ成績ヲ記録シ置クヘシ
- 前項ノ検査ニ合格セサル水量「メートル」ハ之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第六章 取 締

第四十八條 地方長官官吏ヲシテ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニ於テハ其ノ取締ヲ執行スル区域内ニ於ケル度量衡器又ハ計量器ノ使用者ニ對シ日時及場所ヲ指定シテ検査ヲ受クヘキ度量衡器又ハ計量器ヲ提出セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ豫メ取締ヲ執行セシムル區域、度量衡器又ハ計量器ヲ提出セシムヘキ日時及場所ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ハ公務所ニ於ケル度量衡器又ハ計量器並水量「メートル」、瓦斯「メートル」、ガソリン量器及特ニ地方長官ノ指定シタル度量衡器又ハ計量器ニハ之ヲ適用セス

第四十九條 度量衡法第八條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

- 一 度量衡器又ハ計量器ニシテ其ノ要部カ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ
- 二 度量衡器又ハ計量器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ
- 二ノ二 度量衡器ニシテ其ノ分離シ得ヘキ部分カ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノヲ以テ組成シタルモノ又ハ檢定ヲ受ケタルトキ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ
- 三 度器ニシテ枉撓又ハ撓レアルモノ
- 四 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角カ最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ其ノ端目盛ニ非サルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ
- 五 材料ヲ剝合セ又ハ糺合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ織目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部カ分離シ易キニ至リタルモノ
- 六 麻製度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ切斷シ易キニ至リタルモノ
- 七 度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ
- 八 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ
- 九 榫ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊著シタル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シ又ハ其ノ口縁ノ缺損(全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損カ全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク)シタルモノ若ハ

金屬製榫ノ繼目ノ離レタルモノ

十 榫ニシテ其ノ口縁又ハ内面カ著シク磨滅若ハ反リヲ生シ又ハ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタルモノ

十一 液類ノ計畫ニ使用スル榫ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬製榫ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ

十二 斗概ニシテ反リ又ハ著シク凹凸ヲ生シタルモノ

十三 化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ

十四 秤又ハ檢位衡ニシテ桿カ枉機シタルモノ

十五 秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ双、双受、承軸、双蓋又ハ桿ニ於ケル金具カ離脱シ又ハ双及桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ

十六 秤又ハ檢位衡ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルリ至リタルモノ

十七 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一以内掛量アルモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分ノ一以内ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミカ一致セス若ハ其ノ桿カ水平トナラス又ハ其ノ指針カ直點又ハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ

十八 水平ヲ定ムル装置アル秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ装置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ

十九 秤又ハ檢位衡ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ

第五十條 第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器又ハ計量器ニ附スヘキ検査済印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

②

(輪廓内ノ數字ハ毎年其ノ年ノ下位ノ數字ヲ用ウ)

大 徑 四、五ミリメートル
中 徑 三、三ミリメートル
小 徑 一、五ミリメートル

検査済印ハ度量衡器又ハ計量器ノ見易キ部分ニ之ヲ附ス

第五十條ノ二 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包装又ハ封緘ヲ破毀スルニ非サレハ實量ヲ増減シ得サルモノハ正味量ノ表記者ニ非サル者カ其ノ儘販賣ヲ爲ス場合ニ限り表記正味量カ實量ヲ超過スルモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得

第五十條ノ三 商品ノ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ニハ表記者ノ氏名又ハ其ノ商號及地方名ヲ附記スヘシ
第五十條ノ四 度量衡ニ依ル正味量ノ表記ナキ商品ヲ度量衡ニ依リ販賣スル者ハ法定ノ度量衡ニ依リ其

ノ實量ヲ正確ニ計量スルコトヲ要ス

第五十一條 臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及

第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條 度量衡器、計量器又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スル官吏ノ携帶スヘキ證票ノ様式ヲ定ムルコト左ノ如シ

用紙厚質白紙堅百ミリメートル横七十ミリメートル

第 號	官 氏 名
度量衡取締官吏章	商工省 (府縣) (道廳)印
	商工省(府縣) (道廳)

第五十二條ノ二 市町村長又ハ之ニ準スヘキ者第二種取締ヲ執行スル場合ニ於テハ度量衡器又ハ計量器ニ標識ヲ附スヘシ但シ地方長官ノ指定セサル市町村又ハ之ニ準スヘキモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ標識ノ雛形及種類ハ地方長官之ヲ定ム

第七章 罰 則

第五十三條 第十條、第十六條、第二十三條ノ三、第二十三條ノ四、第二十三條ノ十一又ハ第五十條ノ四ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條ノ二 市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ度量衡器、計量器又ハ度量衡ノ計量ノ取締ニ關スル職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十五圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十一條第二項、第十四號第一項、第十八條、第十九條又ハ第二十三條ノ二ニ違反シタル者
- 二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十三條又ハ第四十四條ニ違反シタル者

第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

- 一 第二條ノ二、第十條ノ二、第十二條、第十三條、第十四條第二項、第十五條、第二十一條、第二十三條、第二十三條ノ八、第二十三條ノ九第二項、第三項又ハ第五十條ノ三ニ違反シタル者
- 二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器又ハ計量器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十五條、第四十七條又ハ第四十七條ノ二ニ違反シタル者

三 第四十八條第一項ニ依リ指定シタル日時及場所ニ度量衡器又ハ計量器ノ提出ヲ怠リタル者

附 則

(明治四十二年農商務省令第二十八號ノ分)

第五十六條 本則ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條 第三十一條度量器ノ第四號、第七號但書、量器ノ榼及斗概ノ第二號、第八號、第十八號、第十九號、第二十七號乃至第二十九號及第三十三號、衡器ノ第十號乃至第十二號、第十五號、第十六號、第十八號、第二十號、第二十一號、第二十四號、第二十五號、第二十九號、第三十二號、第三十五號乃至第三十七號ノ規定及第二十七號中十分秤及自働秤以外ノ秤ニ關スル規定ハ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ除クノ外明治四十二年十二月三十一日迄ニ度量衡器ノ檢定ヲ請求スル者ノ申請アリタル場合ニ限り其ノ檢定ニ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テ明治三十六年農商務省令第十號第十三條、第十七條、第十八條第一項、第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十六條第二項、第二十八條ノ規定及第十五條第一項中圓壘形榼ニ關スル規定ヲ適用ス

第五十八條 木製榼ノ檢定ニ付テハ明治四十二年十二月三十一日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り左ノ各號ニ依ルコトヲ得

一 第三十一條中量器ノ榼及斗概ノ第一號ニ規定シタル材料ノ外液用榼ノ材料ニハ榼、姫子松又ハ銀

杏、其ノ他ノ榼ノ材料ニハ銀杏ヲ用ウルコトヲ得

二 木製榼ハ全量一升ノモノノ外全量二升以上一斗以下ノモノニ在リテモ左ノ寸法ニ依リ之ヲ方形ト爲スコトヲ得但シ其ノ寸法ハ五厘以下ノ増減アルヲ妨ケス

種 類	方ノ寸法
二升ノモノ	六寸一分七厘
五升ノモノ	八寸三分四厘
一斗ノモノ	一尺五分

前項第二號ノ榼ニシテ穀類用ノモノニハ鐵帶ヲ四隅ニ於ケル外側ヲ通シテ底部ニ折曲ケ之ヲ緊著スヘシ

前二項ノ規定ハ明治四十二年十二月三十一日以前ニ檢定ヲ請求シテ合格シタル木製榼ニシテ檢定證印アルモノノ檢定ニ付明治四十七年六月三十日迄之ヲ適用ス

第五十九條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル檢査ハ業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付之ヲ行フヘシ

前項ニ依リ檢査ヲ行ヒタル度量衡器ニシテ度量衡法施行令第二表ノ種類ニ屬シ其ノ器差同令第十六條ノ公差ヲ超エス且第四十九條ノ規定ニ適合スルモノニ限り之ヲ合格トシ之ニ附スヘキ證印ハ第三十九

條ノ雛形及種類ニ依ルヘシ

第六十條 第四十八條第一項ノ規定ハ前條ノ検査ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依リ検査ヲ受クヘキ「ヤード、ポンド」法度量衡器ニシテ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ検査ヲ受ケムトスル者ハ明治四十四年四月三十日迄ニ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ其ノ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ差出スヘシ

第三十三條第三項ノ規定ハ前項ノ出願ノ許可アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條 第三十四條ノ規定ハ度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル検査ニ之ヲ準用ス

附 則

(大正五年農商務省令第七號ノ分)

第一條 本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十七條ノ三ノ規定ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本令施行前受ケタル受ケタル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ニシテ二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ營業所中主タル營業所ヲ定メ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ位置ヲ免許ヲ受ケタル行政官廳ニ届出ツヘシ

前項以外ノ營業所ハ本令ニ依リ認可ヲ受ケ設置シタルモノト看做ス

第三條 木製方形穀類用枴ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り椹若ハ姫子松ヲ用キ又ハ全量一升若ハ五合ノモノノ材料ノ厚ヲ二分五厘以上ト爲スコトヲ得

第四條 斗概ノ檢定ニ付テハ大正六年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り心抜ト爲スコトヲ得

第五條 木製桿秤ノ檢定ニ付テハ大正八年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り定量錘附ニ非サルモノト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ明治四十二年農商務省令第二十八號第三十一條衡器ノ第二十一號第三十二號及第三十六號ノ規定ヲ適用ス

前項ノ規定ハ大正八年六月三十日以前ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アリタル木製桿秤ノ檢定ニ付テハ大正十三年六月三十日迄之ヲ適用ス

第六條 第三十一條衡器ノ第二十五號ノ二ノ規定ハ本令施行前檢定ヲ受ケ其ノ檢定證印アリタル木製桿秤ニシテ大正十年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り之ヲ適用セス

附 則

(大正七年農商務省令第十四號ノ分)

本令ハ大正七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條中量器ノ瓦斯「メートル」ノ項第五號ノ二ノ規定ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正九年農商務省令第八號ノ分)

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令中計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月三十一日以前ニ製造、詰込、輸入又ハ移入シタル度量衡ノ正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ非サレハ實量ヲ増減シ得サルモノハ大正十一年八月三十一日迄其ノ他ノモノハ大正九年十二月三十一日迄表記正味量カ實量ヲ超過スルモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得

附 則 (大正十年農商務省令第十號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前供託シタル國債證券以外ノ有價證券ノ代用價格及不足額填補ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (大正十二年農商務省令第六號ノ分)

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十三年農商務省令第十號ノ分)

第一條 本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 大正十三年勅令第十七號附則第三條第二項ノ規定ニ依リカノ單位ノ倍數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

力 重量トン 一重量トンハ二年二百四十重量ポンドトス

第三條 第二十一條ニ規定スル分銅ハ本令施行後二十年間一厘乃至五貫ノ分銅ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第二十二條ノ規定ハ前項ノ分銅ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條ニ度量衡法施行令第三表トアルハ大正十三年勅令第十七號附則第六表トス

第四條 第二十三條ノ規定ハ大正十三年勅令第十七號附則第二條ノ度量衡ノ目盛アル桿秤ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十三條ニ第四十九條トアルハ附則第十一條、度量衡法施行令第十六條トアルハ大正十三年勅令第十七號附則第八條トス

第五條 度量衡法第三條第一項又ハ度量衡法施行令第一條ニ規定スル度量衡ニ依ル全量五リツトル未滿ノ液用枰及桿秤ニハ大正十四年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限り木材ヲ用ウルコトヲ得此ノ場

合ニ於テ其ノ構造ハ仍従前ノ例ニ依ル

第六條 大正十三年勅令第十七號附則第五條ノ度量衡器ノ構造ハ仍従前ノ例ニ依ル但シ瓦斯「メートル」及ガソリン量器ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條 第三十一條ノ二ノ規定ハ大正十三年勅令第十七號附則第五條ノ計量器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第三十一條ノ二溫度計ノ第六號ニ〇、五度トアルハ之ヲ一度トス

第八條 附則第五條又ハ第六條ノ度量衡器ニ付檢定證印ヲ附スル部分ハ仍従前ノ例ニ依ル

第九條 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 一斗以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ全量一斗未滿ノ斛ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 第四十九條ノ規定ハ附則第六條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條第十七號ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一以內掛量アルモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分ノ一以內トアルハ大正十三年勅令第十七號附則第八條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一以內(木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二以內)トシ其ノ第十九號ニ度量衡法施行令第十六條トアルハ大正十三年勅令

第十七號附則第八條トス

第十二條 第五十四條ノ規定ハ附則第十條ニ違反シタル者ニ付之ヲ準用ス

第十三條 第五十五條ノ規定ハ附則第九條ニ違反シタル者ニ付之ヲ準用ス

附 則 (大正十五年商工省令第七號ノ分)

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和三年商工省令第十一號ノ分)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和三年十二月三十一日迄ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定ニ合格シタル臺秤若ハ上皿桿秤又ハ定量增錘ニ付テハ昭和九年六月三十日迄之ヲ適用セス

本令施行ノ際現ニ使用中ノ水量「メートル」ニシテ昭和七年六月三十日迄ニ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ檢定ノ有効期限ヲ昭和十三年六月三十日トス

第四十六條ノ規定ハ大正十三年勅令第十七號附則第二條ノ度量衡ノ目盛アル臺秤又ハ上皿桿秤ニ付之ヲ準用ス

附 則

(昭和四年七月二十六日商工省令第四號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和八年十一月七日商工省令第十一號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條衡器第二十五號ノ二ノ改正規定ハ昭和九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年二月二十八日迄ニ檢定ヲ受ケ其ノ檢定ニ合格シタル定量増錘ノ掛量ニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

附 則

(昭和八年十二月二十六日商工省令第十五號ノ分)

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和九年二月五日商工省令第三號ノ分)

本令ハ昭和八年法律第五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一表 酒精ト水トノ混合液

(溫度攝氏十五度ノトキニ於ケル容積百分率ニ依ル)

酒精百分率	密度	溫度攝氏十五度ノ水ニ對スル比重	酒精百分率	密度	溫度攝氏十五度ノ水ニ對スル比重
0	0、9991	1、0000	11	0、9846	0、9855
1	0、9976	0、9985	12	0、9835	0、9844
2	0、9961	0、9970	13	0、9824	0、9833
3	0、9947	0、9956	14	0、9813	0、9822
4	0、9933	0、9942	15	0、9802	0、9811
5	0、9919	0、9928	16	0、9792	0、9801
6	0、9906	0、9915	17	0、9782	0、9791
7	0、9894	0、9903	18	0、9772	0、9781
8	0、9882	0、9891	19	0、9762	0、9771
9	0、9870	0、9879	20	0、9752	0、9761
10	0、9858	0、9867	21	0、9742	0、9751

度量衡法施行細則

一一七

三二七〇、〇	二七二、〇	七	三七〇、〇	六三
三三三七、〇	四七、〇	六	〇、九〇八八	六二
三三九七、〇	一七、〇	五	〇、九一一一	六一
三四一七、〇	七、〇	四	〇、九一三三	六〇
三四三九、〇	三、〇	三	〇、九一五五	五九
三四六二、〇	三、〇	二	〇、九一七七	五八
三四八五、〇	一、〇	一	〇、九一九八	五七
三五〇九、〇	〇、〇	〇	〇、九二一九	五六
三五三三、〇	六、〇	六	〇、九二四八	五五
三五五七、〇	八、〇	六	〇、九二六九	五四
三五八二、〇	七、〇	六	〇、九二八九	五三
三六〇七、〇	六、〇	六	〇、九三一九	五二
三六三二、〇	五、〇	六	〇、九三三九	五一
三六五七、〇	四、〇	六	〇、九三四八	〇〇

〇、九五八六	〇、九五九五	四九	〇、九三五九	三五
〇、九五九九	〇、九六〇八	四八	〇、九三七八	三四
〇、九六一一	〇、九六二〇	四七	〇、九三九六	三三
〇、九六二三	〇、九六三二	四六	〇、九四一四	三二
〇、九六三五	〇、九六四四	四五	〇、九四三二	三一
〇、九六四七	〇、九六五六	四四	〇、九四四九	三〇
〇、九六五八	〇、九六六七	四三	〇、九四六五	二九
〇、九六六九	〇、九六七八	四二	〇、九四八二	二八
〇、九六八〇	〇、九六八九	四一	〇、九四九八	二七
〇、九六九一	〇、九七〇〇	四〇	〇、九五一四	二六
〇、九七〇二	〇、九七一	三九	〇、九五三〇	二五
〇、九七一二	〇、九七二一	三八	〇、九五四五	二四
〇、九七二二	〇、九七三一	三七	〇、九五五九	二三
〇、九七三三	〇、九七四一	三六	〇、九五七三	二二

度量衡法施行細則

一一六

八九	0.8771	0.8379	—	—	—	—
八八	0.8433	1.1411	100	0.7400	0.7477	0.7477
八七	0.8434	0.8442	九九	0.7989	0.7996	0.7996
八六	0.8464	0.8472	九八	0.8036	0.8043	0.8043
八五	0.8494	0.8501	九七	0.8080	0.8087	0.8087
八四	0.8524	0.8531	九六	0.8124	0.8131	0.8131
八三	0.8553	0.8561	九五	0.8161	0.8168	0.8168
八二	0.8581	0.8589	九四	0.8198	0.8205	0.8205
八一	0.8609	0.8617	九三	0.8235	0.8242	0.8242
八〇	0.8636	0.8644	九二	0.8270	0.8277	0.8277
七九	0.8664	0.8672	九一	0.8305	0.8311	0.8311
七八	0.8691	0.8699	九〇	0.8339	0.8346	0.8346

第二表 純蔗糖ノ水溶液 (溫度攝氏十七度半ノトキニ於ケル重量百分率ニ依ル)

百分蔗糖	密度	溫度攝氏十七度半ノ水ニ對スル比重	百分蔗糖	密度	溫度攝氏十七度半ノ水ニ對スル比重
0	0.9987	1.0000	11	1.0419	1.0431
1	1.0014	1.0032	11	1.0420	1.0434
2	1.0042	1.0062	13	1.0513	1.0526
3	1.0104	1.0117	14	1.0555	1.0569
4	1.0144	1.0157	15	1.0598	1.0611
5	1.0184	1.0197	16	1.0641	1.0655
6	1.0234	1.0237	17	1.0684	1.0698
7	1.0284	1.0282	18	1.0727	1.0741
8	1.0334	1.0331	19	1.0771	1.0786
9	1.0384	1.0359	10	1.0814	1.0831
10	1.0434	1.0401	11	1.0857	1.0875

度量衡法施行細則

一三三

一、三九五一	一、三九三三	七七	一、三七〇五	六三
一、三八八六	一、三八六八	七六	一、三〇一一	六二
一、三八二二	一、三八〇三	七五	一、二九五二	六一
一、三七五九	一、三七二八	七四	一、二八九三	六〇
一、三六九二	一、三六七四	七三	一、二八三四	五九
一、三六二八	一、三六一一	七二	一、二七六六	五八
一、三五六五	一、三五四七	七一	一、二七一八	五七
一、三五〇二	一、三四八四	七〇	一、二六六〇	五六
一、三四三九	一、三四二二	六九	一、二六〇三	五五
一、三三七七	一、三三六〇	六八	一、二五四六	五四
一、三三一五	一、三二九八	六七	一、二四九〇	五三
一、三二五二	一、三二三七	六六	一、二四三四	五二
一、三一九三	一、三二七六	六五	一、二三七八	五一
一、三一三四	一、三一五	六四	一、二三三三	五〇

一、二二六八	一、二二五〇	四九	一、一五三七	三五
一、二二二三	一、二一九七	四八	一、一四八七	三四
一、二一五九	一、二一四三	四七	一、一四三八	三三
一、二一〇五	一、二〇八九	四六	一、一三八九	三二
一、二〇五二	一、二〇三六	四五	一、一三四一	三一
一、一九九八	一、一九八三	四四	一、一二九三	三〇
一、一九四六	一、一九三〇	四三	一、一二四五	二九
一、一八九三	一、一八七八	四二	一、一二九八	二八
一、一八四一	一、一八二六	四一	一、一二五一	二七
一、一七八〇	一、一七七四	四〇	一、一一〇四	二六
一、一七三二	一、一七二三	三九	一、一〇五八	二五
一、一六八七	一、一六七三	三八	一、一〇一三	二四
一、一六三七	一、一六二二	三七	一、〇九六六	二三
一、一五六七	一、一五七二	三六	一、〇九二〇	二二

度量衡法施行細則

一三〇

七六	一、三九九八	一、四〇一七	九〇	一、四八一四	一、四八三四
七九	一、四〇六四	一、四〇八三	九一	一、四八八五	一、四九〇四
八〇	一、四一三二	一、四一四九	九二	一、四九五五	一、四九七五
八一	一、四一九七	一、四二二六	九三	一、三〇三六	一、五〇四六
八二	一、四二六五	一、四二八三	九四	一、五〇九八	一、五一二七
八三	一、四三三三	一、四三五一	九五	一、五一六九	一、五二八九
八四	一、四四〇〇	一、四四一九	九六	一、五二四二	一、五三六一
八五	一、四四六八	一、四四八七	九七	一、五三一四	一、五三三四
八六	一、四五三六	一、四五五五	九八	一、五三八七	一、五四〇七
八七	一、四六〇五	一、四六二四	九九	一、五四六〇	一、五四八〇
八八	一、四六七五	一、四六九四	一〇〇	一、五五三三	一、五五五三
八九	一、四七四四	一、四七六三	一	一	一

第一號書式

收入印紙

度量器檢定請求書

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

種類	全長	物質	目盛	目盛ノ段數	檢定請求事由別箇數		何錢	何圓
					製作	修復		
直尺又ハ何尺	何メー	竹、鋼鐵又ハ何々	二分ノ一ミリメートル以下何デシメートル	何段	何箇	何箇	何圓	何圓
合	計							

右檢定及請求候也

年 月 日

商工大臣 (道廳長官 府縣知事) 宛

營業所 (住所)

製作者、修復者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

注意

- 一 物質、種類、全長、目盛及目盛ノ段數ノ異ルモノハ各別欄ニ之ヲ記載スヘシ以下各號之ニ準ス
- 一 目盛ノ欄ニハ二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アルモノニ限り其ノ目盛及其ノ目盛アル部分ノ長ヲ記載スヘシ

度量衡法施行細則

- 一 異種ノ度ノ名稱ノ目盛ヲ併セ盛リタルモノハ全長ノ欄ニハ其ノ名稱及全長目盛ノ欄ニハ其ノ名稱及目盛ヲ記載スヘシ 以下各號之ニ準ス
- 一 製作者、修覆者又ハ販賣者以外ノ者ニ在リテハ其ノ住所ヲ氏名又ハ名稱ニ肩書スヘシ 以下各號之ニ準ス

第二號書式

量器檢定請求書

收入印紙

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

種 類		全 量	目 盛	檢定請求事由別箇數		一箇ノ手数料
種 類	全 量	目 盛	製 作	修 復	輸 入	一箇ノ手数料
圓錐形若ハ何形 玻璃製又ハ何形 何製	何リツトル	全量以外ノ目盛	箇	箇	箇	何圓
化學用量器「メ スフラスコ」又 ハ何々	何立方センチ メートル	何十又ハ何百	箇	箇	箇	何圓
合 計						何圓

樹 及 化 學 用 量 器

種 類		口 徑		檢定請求事由別箇數		一箇ノ手数料
種 類	口 徑	製 作	修 復	輸 入	使用中 モノノ何々	一箇ノ手数料
乾式又ハ濕式瓦斯 「メートル」	何立方メートル	箇	箇	箇	箇	何圓
乾式又ハ濕式前金 瓦斯「メートル」	何立方メートル	箇	箇	箇	箇	何圓
合 計						何圓

瓦 斯 「メ ー ト ル」

水 量 「メ ー ト ル」

ガ ソ リ ン 量 器

種類	種類	計	斗		計	種類	計	種類	計
			概	概					
計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)	何リツトル					檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何圓	手數料
輕便式、可搬式又ハ固定式ガソリン量器						檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何圓	手數料
圓錐狀又ハ板狀						檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何圓	手數料
合	計					檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何圓	手數料

右檢定及請求候也

營業所(住所)

製作者、修復者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

年 月 日

商工大臣(道廳長官) 宛

注意

- 一 化學用量器ニ在リテハ「ピベット」及「ピュレット」ニ限り目盛ノ欄ニ全量以下ノ目盛ノ數ヲ記載スヘシ
- 一 水量「メートル」ニ付昭和三年商工省令第十一號附則第三項ノ規定ニ依リ檢定ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三號書式

衡器檢定請求書

收入印紙

貼付シタル收入印紙ノ額金何圓

種類	番 號	秤 量	感 量	檢定請求事由別箇數		一箇ノ手數料
				作製	修復	
天秤又ハ皿秤	自第何號至第何號又ハ第何號、第何號	何キログラム	何分ノ一	箇	箇	何圓
合	計					何圓

種類	番號	秤量	目盛ノ段數	檢定請求事由別箇數		一箇ノ手數料	何圓
				作製	檢修		
臺秤、上皿秤、桿秤又ハ何々秤	自第何號至第何號又ハ第何號、第何號	何キログラム	何段	箇	箇	何錢	何圓
分銅	形狀	物質	重量	檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何錢	何圓
圓筒形、何形又ハ板狀	眞鍮、鐵又ハ何々	何グラム又ハ何カラ	何グラム	作製	檢修	何錢	何圓
合	計	計	計	入輸	何計	何圓	何圓
種類	物質	掛量	重量	檢定請求事由別箇數	一箇ノ手數料	何錢	何圓
定量錘	鐵、眞鍮又ハ何々	何キログラム	何グラム	作製	檢修	何錢	何圓
定量増錘	鐵、眞鍮又ハ何々	何キログラム	掛量トノ何分	入輸	何計	何圓	何圓
合	計	計	計	何圓	何圓	何圓	何圓

右檢定及請求候也

營業所(住所)

年 月 日

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

商工大臣(道廳長官)宛
府縣知事

注意

- 一 定量錘附又ハ定量増錘附ノ秤ニ在リテハ種類毎ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 一 二以上ノ支點アル桿秤ニシテ秤量及掛量ヲ表ハスモノニ在リテハ其ノ各段ノ目盛ハ之ヲ一段トシテ目盛ノ段數欄ニ記載スヘシ
- 一 秤ト之ニ附屬セシムヘキ定量錘又ハ定量増錘ト同時ニ檢定ヲ請求スル場合ト雖秤ト錘トハ各別ニ之ヲ記載スヘシ
- 一 第三十一條衡器第二十五號但書ノ規定ニ該當スル臺秤又ハ上皿秤ニ付檢定ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第四號書式

收入印紙

計壓器檢定請求書

貼付シタル收入印紙ノ額金何圓

種	類	型式	目	盛	檢定請求事由別箇數				一箇ノ	手數料
					製	修	輸	使	計	手數料
何	何	何	何	何	箇	箇	箇	箇	何	何
壓力計、真空計 又ハ聯成計			平方センチメートルニ付 何キログラム						何	何
合									何	何

右檢定及請求候也

營業所(住所)

年 月 日

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

商工大臣宛

注意

一 型式ノ欄ニハ偏心型、自記型、偏心型ニ非サルモノ又ハ自記型ニ非サルモノノ區別ニ從ヒ其ノ型式ヲ記載スヘシ

第五號書式

收入印紙

浮秤檢定請求書

貼付シタル收入印紙ノ額金何圓

目	盛	用途	檢定請求事由別箇數				一箇ノ	手數料	
			製	修	輸	使	計	手數料	
何	何	何	箇	箇	箇	箇	何		
密度自何度至何度、「ポ」 メ「度」、「ト」ワツデル「度」又 ハ百分率								何	何
合								何	何

右檢定及請求候也

營業所(住所)

年 月 日

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

商工大臣宛

注意

一 用途ノ欄ニハ酒精計、蔗糖計等浮秤ニ於ケル表記ニ依リ之ヲ記載スヘシ
一 浮秤ニシテ溫度計附ノモノニハ其ノ旨ヲ目盛欄ニ附記スヘシ

度量衡法施行細則

右檢定及請求候也

營業所(住所)

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

年 月 日
商工大臣宛

第八號書式

收入印紙

乳脂計檢定請求書

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

製 作 箇	檢	定	請	求	事	由	別	箇	數	計	手	數	料
	何										錢		
修 覆 箇	輸	入	使	用	中	ノ	モ	何	箇	計	手	數	料
	何										錢		

右檢定及請求候也

營業所(住所)

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

年 月 日
商工大臣宛

度量衡ニ關シ地方長官ニ委任スル事項

大正五年八月二十八日農商務省令第二十七號
改(大正九年十一月十日農商務省令第三十九號
正(昭和八年十二月二十六日商工省令第十六號)

度量衡器及計量器ニ關シ左ノ事項ハ度量衡器若ハ計量器ノ製作、輸入、移入若ハ修覆ヲ取扱フ營業所又ハ度量衡器若ハ計量器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ委任ス但シ第一號及第二號ノ事項ニ就テハ東京府、大阪府及福岡縣ヲ除ク

- 一 修覆シタル「ヤード、ポンド」法衡器及生絲織度檢定器ノ檢定ニ關スル件
- 二 修覆シタルガソリン量器及昭和八年勅令第三百二十一號施行ノ際現ニ使用中ノガソリン量器ノ檢定ニ關スル件
- 三 度量衡法施行令第九條但書ノ規定又ハ其ノ準用ノ規定ニ依リ輸出又ハ移出スル度量衡器及計量器ノ製作、輸入、移入又ハ修覆ノ許可ニ關スル件

附 則

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡ニ關シ地方長官ニ委任スル事項

檢定受クルコトヲ要セサル度量衡器及計量器指定

一四六

本令ハ本令施行前ニ爲シタル請求及出願ニハ之ヲ適用セス

附 則 (大正九年農商務省令第三十九號ノ分)

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年商工省令第十六號ノ分)

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

檢定ヲ受クルコトヲ要セサル度量衡器 及計量器指定

大正十年二月九日農商務省告示第二十一號

度量衡法施行令第九條第五號ノ規定及其ノ準用ノ規定ニ依リ檢定ヲ受クルコトヲ要セサル度量衡器及計量器ヲ左ノ通指定ス

- 一 「メートル」法度量衡又ハ「ヤードポンド」法度量衡以外ノ外國式度量衡ニ依ル度量衡器但シ輸出又ハ移出スヘキモノヲ除ク

- 二 液量「オンス」量器、浸劑用陶磁器樽、瓦斯「ピュレット」及「ダツクハム」式自働秤但シ輸出又ハ移出スヘキモノヲ除ク
- 三 各目盛〇、〇五度未滿ノ溫度計但シ體溫計ヲ除ク
- 四 密度ノ目盛アル浮秤ニシテ各目盛〇、〇〇一未滿ノモノ
- 五 氣象臺又ハ測候所ニ於テ觀測、調査及檢定等ノ用ニ供スヘキ溫度計及浮秤
- 六 晴雨計ニ固着セル溫度計

水銀溫度計ニ用ウル硝子ノ件

大正十五年七月三日商工省告示第十二號

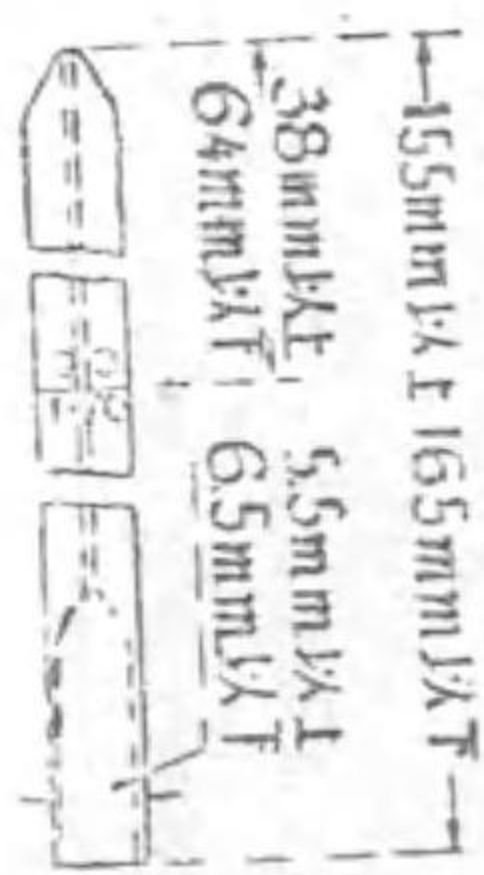
度量衡法施行細則第三十一條ノ二溫度計ノ項第一號ノ規定ニ依ル材料中、水銀溫度計ニ用ウル硝子ハ、之ヲ溫度百度ノ蒸溜水中ニ於テ六時間連續シテ煮沸シタル場合ニ、其ノ重量ガ水ニ接スル表面積百平方センチメートルニ付二ミリグラム以上ノ減量ヲ生ゼザル品質ノモノタルヘシ

水銀溫度計ニ用ウル硝子ノ件

一四七

度量衡法施行令第十條第二號ニ依ル度量
衡器ノ檢定及公差ニ關スル件

器 量 用	
「マイク ロ ピ ペ ツ ト」	日本藥局方 精密「ビ ユ レ ツ ト」
〇、〇〇〇 四立方センチメ ートル	〇、〇 二立方センチメ ートル
ノ容量ノ二十五分ノ一、容 量十立方センチメートルヲ 超エタルモノハ十立方セン チメートルノ公差ニ十立方 センチメートルヲ超エタル 容量ノ五十分ノ一ヲ加フ但 シ公差ハ内減ヲ許サス	ノ容量ノ二十五分ノ一、容 量十立方センチメートルヲ 超エタルモノハ十立方セン チメートルノ公差ニ十立方 センチメートルヲ超エタル 容量ノ五十分ノ一ヲ加フ但 シ公差ハ内減ヲ許サス
一 全量ハ十立方センチメートルト爲シ目盛ハ〇、〇 二 立方センチメートルト爲シ目盛ハ十センチメートルト爲スヘ 三 目盛アル部分ノ長ハ六十センチメートルト爲スヘシ 四 排出シテハ排出セラルル水ニ相當スル如キ大ト爲スヘシ 五 度ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 六 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 七 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 八 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 九 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、	一 全量ハ十立方センチメートルト爲シ目盛ハ〇、〇 二 立方センチメートルト爲シ目盛ハ十センチメートルト爲スヘ 三 目盛アル部分ノ長ハ六十センチメートルト爲スヘシ 四 排出シテハ排出セラルル水ニ相當スル如キ大ト爲スヘシ 五 度ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 六 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 七 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 八 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、 九 第三十條ノ規定施行細則第二十六條ノ規定ニ依リテハ、



度量衡法施行令第十條第二號ニ依ル度量
衡器ノ檢定及公差ニ關スル件

「ル ト - メ」 斯 瓦	
一 リ ツ ト ル	比例式瓦斯 「メートル」
二 リ ツ ト ル	單瓣乾式瓦 斯「メートル」
	表ハス量ノ百分ノ二
	表ハス量ノ百分ノ二
一 計量部ニ用ウル「メートル」ハ乾式濕式又ハ單瓣 二 計量部ニ用ウル「メートル」ニハ其ノ表ハス量ト 三 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 四 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 五 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 六 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 七 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 八 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 九 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「	一 計量部ニ用ウル「メートル」ハ乾式濕式又ハ單瓣 二 計量部ニ用ウル「メートル」ニハ其ノ表ハス量ト 三 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 四 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 五 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 六 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 七 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 八 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「 九 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ハ其ノ「

器 衡	器										
	楯 ち ん け										
秤 雜貨用上皿 天秤	二斗五升	二斗	一斗五升	一斗	五升	二升	一升	五十リットル	二十リットル	十リットル	五リットル
秤ニ目盛ナキモノニ在リテハ度量衡法施行令第三表ノ上皿秤ノ公差ニ依ル	全量ノ百分ノ一										
秤ニハ雜貨用ノ文字ヲ表記スヘシ 度量衡法施行令第二十五條(ヤード、ポンド法用スル規定ハ秤ニ目盛アルモノニ之ヲ準用ス)	五 前號ノ徑ノ寸法ハメートル法度量衡ニ依ルモノニシテ全量二十リットル以上ノモノニ在リテハ口徑ヲ三センチメートル以下増加シ又ハ底徑ヲ三センチメートル以下減少シ全量十リットル以下ノモノニ在リテハ口徑ヲ一センチメートル以下減少シ又ハ底徑ヲ一センチメートル以下増加シ又ハ底徑ヲ一センチメートル以上ノモノニ在リテハ口徑ヲ一寸以下増加シ又ハ底徑ヲ一寸以下減少シ全量五升以下ノモノニ在リテハ口徑ヲ五分以下増加シ又ハ底徑ヲ五分以下減少スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深ノ寸法ハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得										
秤ニ關スル規定ハ秤ニ目盛アルモノニ之ヲ準用ス	六 底板ハ移動セサル構造ト爲スヘシ										
	七 竹製ノ籠又ハ酸化ヲ防止スルニ適當ナル方法ヲ施シタル金屬製ノ籠ヲ以テ離脱セサル方法ニ依リ緊束スヘシ										
	八 水切穴ヲ穿チタル構造ト爲スコトヲ得										
	九 外側ニけんち楯ノ文字及其ノ全量ヲ表記スヘシ										
	十 前各號以外ノ構造ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル										

第二條 前條ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ハけんち楯ニ在リテハ前條ノ公差ノ二倍其ノ他ノ度量衡器ニ在リテハ前條ノ公差ノ二分ノ三トス

附 則

本令ハ大正六年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(大正七年農商務省令第七號ノ分)

本令ハ大正七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ大正八年六月三十日迄ハ從前ノ例ニ依ルコトヲ得

附 則

(大正七年農商務省令第三十號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正七年十二月三十一日迄ハ從前ノ例ニ依ルコトヲ得

附 則

(大正十三年農商務省令第十一號ノ分)

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

度量衡法施行令第十條第二號ニ依ル度量
衡器ノ檢定及公差ニ關スル件

附 則 (昭和三年商工省令第十二號ノ分)

本令ハ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年商工省令第十三號ノ分)

本令ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ分量用「ビュレット」ニシテ昭和八年十二月三十一日以前ニ檢定ヲ請求スルモノニ在リテハ仍「分液用」ノ文字ヲ表記スルコトヲ得

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ノ
規定ニ依ル度量衡器ノ檢定手数料ニ關スル件

大正六年五月農商務省令第八號
大正七年三月農商務省令第八號ニテ改正同年七月一日ヨリ施行
大正七年八月農商務省令第三十一號ニテ改正公布ノ日ヨリ施行
大正十三年六月農商務省令第十二號ニテ改正同年七月一日ヨリ施行
昭和三年九月十九日商工省令第十三號ニテ改正
昭和八年十一月二十八日商工省令第十四號ニテ改正

特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

種 類	手 數	料	度 器	
			鑄物尺、錐形尺及文尺	「ローラー」式度器
量 化學用 器	同勅令第二條ノ化學用量器ノ「メスシリンドル」ノ 檢定手数料ニ依ル	五〇〇錢	副目盛附「フラスコ」自働「ビペット」、 安全裝置附「ビペット」及自働「ビュレ ット」	「ビンク」式「ビュレット」及「ゲール サック」式「ビュレット」
			「フラスコ」、「ビペット」又ハ「ビュレット」ノ區別ニ 從ヒ同勅令第二條ノ化學用量器ノ檢定手数料ニ依ル 副目盛附「フラスコ」ニ付テハ副目盛十箇迄毎ニ十 錢ヲ加フ	

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ニ依ル
度量衡器ノ檢定手数料ニ關スル件

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ニ依ル
度量衡器ノ檢定手數料ニ關スル件

器衡	器			
	雜貨用上皿天秤	樹ちんけ		
全量五十リットル又ハ二斗五升以下		全量二十リットル以下又ハ一斗以下	全量五リットル以下又ハ二升以下	日本藥局方精密「ビュレット」 「マイクロピペット」 單瓣乾式瓦斯「メートル」 比例式瓦斯「メートル」
同勅令第二條又ハ第四條ノ十分秤ノ檢定手數料ニ依ル	同勅令第二條又ハ第四條ノ十分秤ノ檢定手數料ニ依ル	同勅令第二條又ハ第四條ノ十分秤ノ檢定手數料ニ依ル	同勅令第二條又ハ第四條ノ十分秤ノ檢定手數料ニ依ル	一 同勅令第二條又ハ第四條ノ瓦斯「メートル」ノ檢定手數料ニ依ル 二 最大通過量ニ於テ計量囊カ一時間千回以上ノ作用ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ一回ノ作用ニ依ル通過量ヲ五十倍シタルモノニ付前號ノ手數料ヲ定ム 計量部ニ用ウル「メートル」ノ表ハス量ト其ノ通過量トノ比ヲ一回ノ作用ニ依ル通過量ニ乗シタルモノニ付同勅令第二條又ハ第四條ノ瓦斯「メートル」ノ檢定手數料ニ依ル
	二五	一五	四	各目盛ノ容量ノ總和ガ二リットル以下ノモノハ同勅令第二條ノ「メスシリンドル」ノ檢定手數料ニ依リ、其ノ二リットルヲ超エタルモノノ檢定手數料ハ一回トス但シ各目盛ノ容量ノ總和ヲ以テ同勅令ノ全量トス 一〇 三〇

二段以上目盛アルモノニ付テハ檢定手數料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ大正六年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和三年商工省令第十三號ノ分)

本令ハ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和八年十一月二十八日商工省令第十四號ノ分)

本令ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ニ依ル
度量衡器ノ檢定手數料ニ關スル件

度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル計量器ノ檢定及其ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ニ關スル件

度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル計量器ノ檢定及其ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ニ關スル件

大正十五年五月七日商工省令第三號
昭和三年三月一日商工省令第三號ニテ改正

第一條 左表ノ種類及構造ニ適合シ且器差左表ノ公差ヲ超エサル計量器ハ之ヲ合格トス

乳	器定檢度織絲生	種 類	公 差	構 造
	絲目掛		一グラム	<p>一 見易キ部分ニ絲目掛ノ文字ヲ表記スヘシ</p> <p>二 安定ノモノト爲スヘシ</p> <p>三 秤量百グラムヲ超エタルモノニ在リテハ盛出量ヲ四十グラムト爲スヘシ</p> <p>四 前項ノ盛出量ハ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ之ヲ附記スヘシ</p> <p>五 螺絲等ニ依リ標點ヲ調製シ得ル構造ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>六 前各號ノ外度量衡法施行細則第三章構造中自働秤ニ關スル規定ニ依ルヘシ</p> <p>一 見易キ部分ニ全乳用又ハクリム用ナルコトヲ表記スヘシ</p> <p>二 使用量ヲ表ハス文字ノ外重量ヲ表ハス文字ヲ表記スルコトヲ得ス</p> <p>三 目盛ノ數ハ全乳用ニ在リテハ八十、クリム用ニ在リテハ百ト爲シ其ノ最</p> <p>小目盛間ノ容量ハ全乳用ニ在リテハ〇・〇五立方センチメートル、クリム</p> <p>用ニ在リテハ〇・〇五立方センチメートルト爲スヘシ</p>

計	脂
乳脂計	「バブコ ツクレ」式 盛ノ表 ハス量
<p>四 容量、目盛、標識、寸法及形狀ハ左ノ圖面ニ依ルヘシ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>用 ム ー リ ク</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>用 乳 全</p> </div> </div> <p>五 前各號ノ外度量衡法施行細則第三章構造中乳脂計ニ關スル規定(第三號及第四號ヲ除ク)ニ依ルヘシ</p>	

第二條 前條ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル計量器ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ハ前條ノ公差ノ二分ノ三トス

度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル計量器ノ檢定及其ノ度量衡法第八條第四號ノ公差ニ關スル件

度量衡法施行令第十條第二號ノ規定ニ依ル計量器ノ
檢定及其ノ度量衡法第八條第四條ノ公差ニ關スル件

附 則

本令ハ大正十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル絲目掛ハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖本令施行後一年間ハ之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ本令施行後五年間ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ之ヲ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
大正十三年勅令第十七號附則第五條ノ規定ニ依リ檢定ヲ行フ尺貫法ニ依ル絲目掛ニ在リテハ第一條公差ノ欄中「一グラム」ハ「二分」、構造ノ欄中「百グラム」ハ「三十匁」、
「四十グラム」ハ「十匁」トス

附 則

(昭和三年商工省令第三號ノ分)

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ノ
規定ニ依ル計量器ノ檢定手数料ニ關スル件

大正十五年五月七日商工省令第四號
昭和三年三月一日商工省令第四號ニテ改正

特殊ノ種類ノ計量器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ手数料ヲ納ムヘシ

種 類	手 数	料
生絲織 度檢定 器	絲 目 掛	三〇、〇 錢
乳脂計	「バブコック」 式乳脂計	三〇、〇 錢

附 則

本令ハ大正十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和三年商工省令第四號ノ分)

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第七十九號第四條ノ三ノ
規定ニ依ル計量器ノ檢定手数料ニ關スル件

營業免許及檢定ニ關スル手数料 徴收ノ件

明治四十二年七月一日勅令第七十九號

改正 大正五年六月勅令第七十一號

大正九年十一月勅令第五百三十號

大正十五年七月二十九日勅令第二百六十八號

昭和三年九月十一日勅令第二百三十號

昭和八年十二月二十三日勅令第三百二十二號

第一條 度量衡器又ハ計量器ノ製作、修復又ハ販賣ノ營業免許ノ出願ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 度量器、量器、衡器、玻璃製溫度計及浮秤又ハ玻璃製溫度計及浮秤以外ノ計量器ノ製作ノ免許願 金三十圓
- 二 度量衡器又ハ計量器ノ修復ノ免許願 金十五圓
- 三 度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許願 金十圓

第二條 度量衡器（鯨尺及「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ除ク）ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

種	類	手数料			
		金屬製ノモノ	其ノ他ノモノ		
器	度	全長一尺以下	一・〇 <small>號</small> 〇・五 <small>號</small>		
		全長二尺以下又ハ五「デシメートル」以下	二・〇 一・〇		
		全長三尺以下又ハ一「メートル」以下	四・〇 二・〇		
		全長十尺以下又ハ三「メートル」以下	八・〇 四・〇		
		全長二十尺以下又ハ六「メートル」以下	一二・〇 六・〇		
		全長三十三尺以下又ハ十「メートル」以下	二四・〇 一二・〇		
		全長六十六尺以下又ハ二十「メートル」以下	五〇・〇 二五・〇		
		全長百尺以下又ハ三十「メートル」以下	六四・〇 三二・〇		
		全長百八十尺以下又ハ五十「メートル」以下	九〇・〇 四五・〇		
		全長百八十尺又ハ五十「メートル」ヲ超エタルモノ	一五〇・〇 七五・〇		
		二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其目盛アル部分ノ長五寸又ハ一「デシメートル」迄毎ニ金三錢ヲ加フ			

量		斗	榊
概	各種	概	各種
「メス ラスコ」	全量五「センチリットル」以下	全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下	全量二升以下又ハ五「リットル」以下
「ビベツ ト」及「 ビュレツ ト」	全量一「センチリットル」以下	全量一斗以下又ハ二十「リットル」以下	全量一斗以下
	全量五「デシリットル」	全量五斗以下	
	全量二「リットル」以下	全量以外ノ目盛アルモノニ付テハ金三錢ヲ加フ	
	全量一「センチリットル」以下		
	全量五「センチリットル」以下		
	全量二「デシリットル」以下		
	全量以外ノ目盛アルモノニ付テハ目盛十箇迄毎ニ金二錢ヲ加フ		
	全量二「センチリットル」以下		

器	瓦斯「メ トル」
「メス シリ ンド」	全量五「デシリットル」以下
	全量二「リットル」以下
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、一五立方尺未滿又ハ四「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、二五立方尺未滿又ハ七「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、六立方尺未滿又ハ一七「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量〇、八立方尺未滿又ハ二三「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一、五立方尺未滿又ハ四二「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量七立方尺未滿又ハ一九八「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量三〇立方尺未滿又ハ八五〇「リットル」未滿
	一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一五〇立方尺以下又ハ四二四八「リットル」以下
	更ニ二五立方尺又ハ七〇八「リットル」迄ヲ増ス毎ニ金四圓ヲ加フ
	備考 一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量トハ計量囊又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量ヲ謂フ
	口徑十三ミリメートル以下
	口徑十六ミリメートル以下

臺秤	衡 天秤及上皿天秤	器		
		ガソリン量器	水量「メートル」	
種	類	手	口徑二十五ミリメートル以下	一〇〇・〇
			口徑二十五ミリメートル以下	二〇〇・〇
			口徑二十五ミリメートルヲ超エタルモノ	二五〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)十リツトル以下	三〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)二十リツトル以下	五〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)二十リツトルヲ超エタルモノ	一〇〇〇・〇
			秤量ノ十萬分一以下ノ重量ヲ感スルモノ	五〇〇・〇
			秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	二五〇・〇
			秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一〇〇・〇
			其ノ他ノモノ	四〇・〇
秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「ロキグラム」以下	一三五・〇			
秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下	二八五・〇			

自働秤	秤	器		
		ガソリン量器	水量「メートル」	
種	類	手	口徑二十五ミリメートル以下	一〇〇・〇
			口徑二十五ミリメートル以下	二〇〇・〇
			口徑二十五ミリメートルヲ超エタルモノ	二五〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)十リツトル以下	三〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)二十リツトル以下	五〇〇・〇
			計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)二十リツトルヲ超エタルモノ	一〇〇〇・〇
			秤量ノ十萬分一以下ノ重量ヲ感スルモノ	五〇〇・〇
			秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	二五〇・〇
			秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一〇〇・〇
			其ノ他ノモノ	四〇・〇
秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「ロキグラム」以下	一三五・〇			
秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下	二八五・〇			

器		秤量百五十貫以下又ハ五百「キログラム」以下 更ニ百貫、六百斤又ハ三百「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加フ 五百匁以下又ハ一「キログラム」以下一箇 一貫以上又ハ二「キログラム」以上一箇 定量錘又ハ定量増錘各種一箇	三〇〇・〇 四・〇 八・〇 三・〇
分	錘		
銅			

二段以上目盛アルモノニ付テハ檢定手数料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ但シ桿秤ニ於ケル同一ノ名稱命位ニ依ル掛量及秤量ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ鯨尺ニ之ヲ準用ス

第四條 「ヤード、ポンド」法度量衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

度	種	類	手 數 料	
			金屬製ノモノ	其ノ他ノモノ
全長一「フット」以下			三・〇	一・〇
全長二「フット」以下			六・〇	三・〇
全長三「フット」以下			一二・〇	六・〇

量	器	種	類	手 數 料	
				瓦ス「メートル」	瓦ス「メートル」
瓦ス「メートル」	全長十「フット」以下	種	類	一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量〇・一五立方「フット」未滿	五〇・〇
				一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量〇・二五立方「フット」未滿	一八〇・〇
				一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量〇・六立方「フット」未滿	三六〇・〇
				一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量〇・八立方「フット」未滿	六〇〇・〇
				一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量一・五立方「フット」未滿	一〇〇〇・〇
				一回ノ計量作用ニ依ル瓦ス通過量七立方「フット」未滿	二〇〇〇・〇
				全長二十「フット」以下	二四〇・〇
				全長三十三「フット」以下	三六〇・〇
				全長六十六「フット」以下	九六〇・〇
				全長百「フット」以下	一〇〇〇・〇
全長百「フット」ヲ超エタルモノ	一二〇〇・〇				
六十四分ノ一「インチ」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長六「インチ」迄毎ニ金三錢ヲ加フ					

器		種	類	手 數 料
ガソリン量器	天秤及上皿 天秤			
一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量三〇立方「フット」未滿 一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量一五〇立方「フット」以下 更ニ二五立方「フット」迄ヲ増ス毎ニ金四圓ヲ加フ 備考 一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量トハ計量筒又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯通過量ヲ謂フ		計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)三ガロン以下	計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロン以下	三〇〇・〇
計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロン以下		計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロンヲ超エタルモノ	計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロンヲ超エタルモノ	五〇〇・〇
計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロンヲ超エタルモノ		計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロンヲ超エタルモノ	計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量)五ガロンヲ超エタルモノ	一〇〇〇・〇
秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 其ノ他ノモノ		秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 其ノ他ノモノ	秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 其ノ他ノモノ	五〇〇・〇 一五〇・〇 一二〇・〇
秤量百「ポンド」以下(臺秤ヲ除ク) 秤量三百「ポンド」以下		秤量百「ポンド」以下(臺秤ヲ除ク) 秤量三百「ポンド」以下	秤量百「ポンド」以下(臺秤ヲ除ク) 秤量三百「ポンド」以下	一〇〇・〇 二六〇・〇

器		種	類	手 數 料
分銅	自働秤			
秤量千「ポンド」以下 秤量一「トン」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」未滿 更ニ十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 各種 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」以下 秤量三百「ポンド」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ 一「ポンド」以下 十「ポンド」以下 五十六「ポンド」以下		秤量千「ポンド」以下 秤量一「トン」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」未滿 更ニ十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 各種 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」以下 秤量三百「ポンド」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ 一「ポンド」以下 十「ポンド」以下 五十六「ポンド」以下	秤量千「ポンド」以下 秤量一「トン」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」未滿 更ニ十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加ヘ定量ニ非サル増錘附ノモノニ付テハ金四十錢ヲ加フ 各種 秤量十「ポンド」以下 秤量五十「ポンド」以下 秤量三百「ポンド」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ 一「ポンド」以下 十「ポンド」以下 五十六「ポンド」以下	五六〇・〇 九六〇・〇 一六〇・〇 六〇・〇 二四・〇 一〇〇・〇 二〇〇・〇 三〇〇・〇 五・〇 一〇・〇 二〇・〇

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

錘

定量増錘各種一箇

八・〇

第二條第二項ノ規定「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器及衡器ニ之ヲ準用ス
 第四條ノ二 計量器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

種	類	手 數 料	計 壓 器		浮秤各種一箇	溫度計 水銀溫度計各種一箇 其ノ他ノ溫度計各種一箇	生絲織度檢定器	
			連通管ノモノ	自記型ノモノ又ハ浮ヲ用キタルモノ			檢尺器	檢位衡
連通管ノモノ以外ノモノ		五〇・〇						
自記型ノモノ又ハ浮ヲ用キタルモノ		五〇・〇						
自記型ノモノ及浮ヲ用キタルモノ以外ノモノ		三〇・〇						
織度分銅各種一箇		五・〇						
檢尺器		一五・〇						
檢位衡		三〇・〇						
絲 粹		一五・〇						
回轉器		一五・〇						
溫度計		一〇・〇						
生絲織度檢定器		一五・〇						

乳 脂 計

三〇・〇

第四條ノ三 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器及計量器ノ檢定手数料ハ商工大臣之ヲ定ム
 第五條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(大正五年勅令第七十一號ノ分)

本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(大正九年勅令第五百三十號ノ分)

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(大正十五年勅令第二百六十八號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件

免許狀ニ關スル手数料

一七四

附 則 (昭和三年勅令第二百三十號ノ分)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年勅令第三百二十二號ノ分)

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

免許狀ニ關スル手数料

(明治四十二年七月農商務省令第三十一號
大正九年十一月農商務省令第四十號ニテ改正)

第一條 度量衡器又ハ計量器ノ製作、修復又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關シ左ニ掲クル出願ヲ爲ス者ハ手

數料トシテ下ニ定ムル金額ヲ納ムヘシ

- 一 免許狀ノ更正願 每一件 金二十錢
 - 二 免許狀ノ書換願 每一件 金五十錢
 - 三 免許狀ノ再下付願 每一件 金五十錢
- 第二條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正九年農商務省第四十號ノ分)

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央度量衡檢定所位置ノ件

(明治三十六年十二月二十六日
農商務省告示第二百五十八號)

中央度量衡檢定所位置ヲ左ノ通相定ム

東京市京橋區木挽町農商務省構内

中央度量衡檢定所

中央度量衡檢定所位置ノ件

一七五

中央度量衡檢定所支所及出張所ノ名稱、位置及取扱事務ノ件

大正十年一月二十二日農商務省告示第八號
改 昭和五年六月商工省告示第三十一號
正 昭和五年六月商工省告示第三十四號
昭和十年十二月商工省告示第四百四號

中央度量衡檢定所支所並出張所ノ名稱位置及取扱事務左ノ通定ム

名	稱	位	置	取 扱 事 務
中央度量衡檢定所大阪支所		大阪市北區北扇町七十五番地		度量衡器甲種檢定及計量器ノ檢定ニ關スル事務
中央度量衡檢定所大阪支所 廣島出張所		廣島市皆實町二丁目二百九十六番地		瓦斯「メートル」ノ檢定ニ關スル事務
中央度量衡檢定所福岡支所		福岡市藥院堀端七番地		度量衡器甲種檢定及計量器ノ檢定ニ關スル事務
中央度量衡檢定所名古屋支所		名古屋市中區大池町四丁目一番地		瓦斯「メートル」水量「メートル」、ガソリン量器及溫度計中板附ノモノノ檢定ニ關スル事務 但シ水量「メートル」ガソリン量器ニ付テハ其ノ所在地ニ於テ行フ檢定ノミヲ行フ

免許料（出願手数料）及檢定料（手数料）

トシテ納ムル收入印紙消印ノ件

明治三十年九月六日農商務省令第十四號

度量衡器製作、修覆、販賣ノ免許料（出願手数料）納入用紙（願書）又ハ度量衡檢定請求書ニ貼用スル登記（收入）印紙ハ出願者又ハ請求者ニ於テ消印ヲ爲サス當該官廳ニ差出スヘシ當該官廳ハ正當ト認めタル後之ニ消印ヲ付スヘシ
但消印ハ書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ涉ルヲ要ス

國庫納金端數計算法

大正五年一月二十九日法律第二號

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス
第二條 國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス
命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

收入印紙消印ノ件 國庫納金端數計算法

第三條 分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第四條 分割シテ收入又ハ仕拂ヲ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未滿ナルトキ又ハ之ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ノ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付テハ本法ヲ適用セス法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附 則

第七條 本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第八條 明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ効果ヲ有ス

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査手数料

二 關スル件

大正四年四月二十八日勅令第五十六號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 度器又ハ量器ノ全長、全量、目盛又ハ材料ノ膨脹率若ハ伸縮率ノ検査
 - 一箇ニ付 五十錢以上十圓以下
- 二 天秤又ハ比重天秤ノ「ライダー」又ハ目盛ノ検査
 - 一箇ニ付 五十錢以上十圓以下
- 三 分銅ノ重量ノ検査
 - 一箇ニ付 十錢以上五十錢以下
- 四 分銅ノ比重ノ検査
 - 一箇ニ付 五十錢以上一圓以下
- 五 瓦斯「メートル」標準蠟又ハ標準瓦斯「メートル」ノ検査
 - 一箇ニ付 三圓以上十圓以下
- 六 寒暖計又ハ浮秤ノ検査
 - 一箇ニ付 五錢以上五圓以下
- 七 壓力計ノ検査
 - 一箇ニ付 十五錢以上五圓以下

前項ニ掲ケサル度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ手数料ハ農商務大臣之ヲ定ム

第二條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査手数料ニ關スル件

附 則

本令ハ大正四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス

度量衡器又ハ計量器比較検査規則

大正四年四月二十八日農商務省令第七號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ申請ヲ爲ス者ハ別記様式ノ申請書ニ現品ヲ添ヘ
之ヲ中央度量衡檢定所ニ差出スヘシ但シ出張シテ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ現品ノ添附ヲ要セス

第二條 比較検査ニ於テ器差微少ニシテ且構造上差狂ヲ生シ難シト認ムルモノニハ請求ニ依リ度量衡器
ニ在リテハ検査成績書ヲ交付シ計量器ニ在リテハ證印ヲ附シ又ハ検査成績書ヲ交付ス

第三條 比較検査ノ證印ノ雛形ヲ定ムルコト左ノ如シ

正

第四條 必要アリト認ムルトキハ比較検査ヲ爲シタル度量衡器若ハ計量器又ハ其ノ容器ニ番號又ハ年號
ヲ附スルコトヲ得

第五條 比較検査ノ爲官吏出張ヲ爲ストキハ官吏ノ旅費其ノ他検査ニ必要ナル費用ハ申請者ノ負擔トス

附 則

本令ハ大正四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年農商務省令第五號ハ之ヲ廢止ス

(別記)

比較検査申請書

貼附シタル收入印紙ノ額 何圓

一 品名 何々 何箇

一 比較検査事項

全長、目盛、膨脹率、何々

一 物品ノ用途 何々

一 證印又ハ検査成績書ノ要否

右比較検査ヲ申請候也

年 月 日

度量衡器又ハ計量器比較検査規則

現在所

申請者 何 某印

農商務大臣宛

注意

- 一、豫メ手数料ノ額ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査ノ結果ニ依リ指定ノ印紙ヲ貼附スヘキ旨ヲ記入スヘシ
- 一、検査成績書ヲ要スルモノニシテ特殊ナル測定ノ標準又ハ視定方法ヲ必要トスルモノニ在リテハ其ノ標準又ハ方法ヲ記入スヘシ
- 一、出張検査ヲ要スル場合ニハ其ノ旨ヲ明記スヘシ

度量衡器又ハ計量器比較検査手数料

大正四年六月五日農商務省告示第百五十九號

大正四年勅令第五十六號度量衡器又ハ計量器比較検査手数料ニ關スル件第一條ノ最高及最低ノ範圍ニ於テ徴收スル手数料額左ノ如シ

種別	比較検査事項		検査事項ノ細目	手数料	考
	全長	又ハ			
器	膨脹率	何等條件ナキ場合	検査證明アルモノノ全長ノ検査	五十錢	
			検査證明アルモノノ目盛ノ検査	五十錢迄 五箇ヲ増ス毎二十錢ヲ加ヘ十圓ニ至リテ止ム	
麻布製	特ニ精密ナル測定ヲ爲ス場合	特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	前二號ノ各二倍トシ十圓ニ至リテ止ム	
			特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	前二號ノ各二倍トシ十圓ニ至リテ止ム	
張力ニ因ル伸縮	特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	何等條件ナキ場合	特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	前二號ノ各二倍トシ十圓ニ至リテ止ム	
			特ニ温度ノ指定アリタル前二號ノ検査	前二號ノ各二倍トシ十圓ニ至リテ止ム	
一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	

度量衡器又ハ計量器比較検査手数料

計		秤 浮		計	
盛		盛 目		盛	
検査成績書交付ノ請求アル場合		検査成績書交付ノ請求アル場合		検査成績書交付ノ請求アル場合	
(八) 攝氏零下二十五度以上百五度以下ノ目盛アルモノノ六十錢	(九) 攝氏零下二十五度以上三百五度以下ノ目盛アルモノノ八十錢	比重〇、七以上一、八以下ノ目盛アルモノノ	比重〇、七未満又ハ一、八ヲ超エタル目盛アルモノノ	(一) 乃至(九)號ニ該當スルモノノ	(二) 乃至(九)號ニ該當スルモノノ
前各號ニ該當スルモノニシテ最盛五箇迄毎ニ各二十錢ヲ加ヘ五目盛ニ至リテ止ム		目盛五箇迄毎ニ前各號ノ手数料ニ各二十錢ヲ加ヘ五圓ニ至リテ止ム		モノハ目盛五箇迄毎ニ各三十錢ヲ加ヘ五圓ニ至リテ止ム	
一平方「インチ」ニ付五百「ポンド」ヲ超エタル目盛アルモノ		一平方「インチ」ニ付五百「ポンド」以下ノ目盛アルモノ		「ボーメ」式浮秤又ハ百分率目盛(酒精計ノ如キ)ノ浮秤ノ手数料ハ比重ニ換算シテ定ムルモノトス	
五十錢		三十錢		検査ヲ爲スモノハ「ブルドン」管、金屬波狀板ヲ用キタル壓力計ノ一平方「インチ」ニ付六千「ポンド」以下ノ目盛アルモノ又ハ眞空計若ハ連通管ヨリ成ル壓力計ニ限ル	
「メートル」系ノ目盛アルモノハ「ヤード、ポンド」系ニ換算シテ定ムルモノトス		「メートル」系ノ目盛アルモノハ「ヤード、ポンド」系ニ換算シテ定ムルモノトス		華氏又ハ列氏ノ目盛ノモノハ攝氏ニ換算シテ定ムルモノトス	

前記ノ内寒暖計、浮秤又ハ壓力計ニシテ同時ニ多數ノ検査ノ申請ヲ爲シ且検査事項同一ナルトキハ左ノ割合ニ依リ手数料ヲ遞減ス

筒 數	遞 減 割 合
十一箇以上二十箇以下	十箇ヲ超エタル分ニ對シ二割
二十一箇以上五十箇以下	二十箇ヲ超エタル分ニ對シ三割
五十一箇以上百箇以下	五十箇ヲ超エタル分ニ對シ四割
百一箇以上	百箇ヲ超エタル分ニ對シ五割

度量衡器又ハ計量器比較検査手数料制追加

大正四年十二月四日農商務省告示第二百八十五號
昭和四年二月十九日商工省告示第五號ニテ 改正

大正四年勅令第五十六號度量衡器又ハ計量器比較検査手数料ニ關スル件第一條第二項ニ依リ定メタル
度量衡器又ハ計量器ノ比較検査手数料左ノ如シ

種別	比較検査事項	検査事項ノ細目	手数料	摘要
縞目検査器	目盛	検査證印ノ請求アル場合 検査成績書交付ノ請求アル場合	十 錢	
「マイクログロメートル」	目盛	検査證印ノ請求アル場合 検査成績書交付ノ請求アル場合	一 圓	
「ビクノメートル」	容 量	検査證印ノ請求アル場合	目盛五箇迄毎ニ前記ノ手数料ニ二十錢ヲ加フ	
		検査成績書交付ノ請求アル場合	全量五「センチリツトル」未滿ノモノ 二十錢	
		検査證印ノ請求アル場合	全量五「センチリツトル」以上ノモノ 三十錢	
		検査成績書交付ノ請求アル場合	全量五「センチリツトル」未滿ノモノ 四十錢	
		検査成績書交付ノ請求アル場合	全量五「センチリツトル」以上ノモノ 六十錢	

種別	比較検査事項	検査事項ノ細目	手数料	摘要
乳脂計、沈澱管、瓦斯「ビュレット」又ハ「ユーヂオメートル」	目盛	検査證印ノ請求アル場合 検査成績書交付ノ請求アル場合	全量五「センチリツトル」未滿ノモノ 三十錢 全量五「センチリツトル」以上ノモノ 五十錢	
肺 量 計	目盛	検査證印ノ請求アル場合 検査成績書交付ノ請求アル場合	一 圓	
「スピードインヂケートル」	目盛	検査證印ノ請求アル場合	目盛五箇迄毎ニ前記ノ手数料ニ二十錢ヲ加フ	検査ヲ爲スモノハ遠心力作用ニ依リ廻轉ノ速サヲ測ルモノニシテ毎分ノ廻轉數二千回以下ノモノニ限ル
		検査成績書交付ノ請求アル場合	目盛五箇迄毎ニ前記ノ手数料ニ二十錢ヲ加フ	
		検査證印ノ請求アル場合	二十 錢	
		検査成績書交付ノ請求アル場合	四十 錢	
「ボ」 計 度 稱	寸 法	検査證印ノ請求アル場合	八十 錢	
		検査成績書交付ノ請求アル場合	金屬棒又ハ標準針各一箇ヲ増ス毎ニ二十錢ヲ加フ	
「ル」 計 度 稱	寸 法 及 重 量	検査證印ノ請求アル場合	前記手数料ノ倍額トス	
		検査成績書交付ノ請求アル場合		

標準鐵槌機		抗張力試驗機		抗張力供試體成形用型		耐壓力供試體形成用型	
鐵槌頭ノ落高及各部ノ寸法		鐵槌頭ノ重量及寸法		鉄具ノ寸法		臂ノ比	
面積		邊ノ長及斷面積		邊ノ長及容		邊ノ長及容	
検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合
二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢
<p>検査ヲ爲スモノハ昭和二年商工省告示第九號「ボルトランド、セメント」試験法中ニ規定セラレタルモノニ限ル</p>							

鐵		篩			
範		「セメン」ト「篩別」用篩		標準砂篩別用篩	
重		孔眼ノ幅及内法並針金ノ徑		孔眼ノ幅及内法並針金ノ徑	
量		検査成績書交付ノ請求アル場合		検査成績書交付ノ請求アル場合	
検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合	検査成績書交付ノ請求アル場合
二十錢	十錢	三圓	一圓	一圓	三十錢
<p>篩ニハ毎平方センチメートルニ於ケル孔眼數ヲ記入スヘシ</p>					